

地上權とは、人が他人の土地の上に、工作物又は竹木を所有するために、その土地を使用する権利を云ふ。例へば都會の地にて、他人の土地を借りて建物を設けて所有する場合の如きこれである。

永小作權とは、小作料を支拂ひて他人の土地に耕作又は牧畜を爲すの權利である。

地役權とは、人が一定の目的に従つて、他人の土地を自己の土地の便益に供する權利である。例へば自己の土地を耕作する爲に、他人の土地から用水を引く權利の如きものである。

留置權とは、他人の物の占有者が、その物に關して生じたる債權を有するとき、その辨濟を受くるまで、その物を留置する權利である。例へば時計屋が時計の修繕料を受くるまで、その時計を留置し得る如きものである。

先取特權とは、一定の原因より生じたる債權を有する者が、他の債權者に優先して債務者の財産に就きて辨濟を受くる權利をいふ。一般の先取特權としては、例へば雇人は、雇主に對する自己以外の債權者に先んじて、雇主の總財産からその給料の支拂を受ける權利があるが如き、又特別の先取特權としては、例へば、宿屋主は旅客に對する自己以外の債權者に先んじて、その旅客の手荷物から宿泊料の支拂を受ける權利を有するが如きものである。

質權とは、債權の擔保として債務者又は第三者より受取りたり物(動産・不動産)を占有し、且債務者が任意に辨濟を爲さざる場合に、その物を競賣に附して、他の債權者に優先して辨濟を受ける權利を云ふのである。例へば甲が乙に金五圓を貸し、その貸金の擔保として懷中時計を受取つてこれを所持し、乙がその借金を返却しない場合に、其の時計を賣却して他人に先んじて貸金の返却を受けるが如きそれである。

抵當權とは、債權の擔保としたる債務者又は第三者の不動産に就いて、他の債權者に先んじて辨濟を受ける權利である。質權と同じく債權擔保の用を爲すものであるけれども、不動産に就いてのみ存し、且つ占有を移さざる點を異なりとする。

鑛業權とは、國家の特許を受けて、一定の地域に付き法定の鑛物を掘採し、及び之を取得する絶對權利を云ふのである。鑛業權は官廳の許可に依りて設定せられる。

漁業權とは、國家の特許を受けて、公有水面の一定の區域に付き法定の方法に依る漁業を獨占し得べき絶對權である。漁業の權利取得は、警察許可たる漁業の許可とは異なり、一定の水域に於ける獨占權である。許可漁業の如く、單に擴張せられたる自由ではなく、特に國家より與へられた權利である。漁業權は行政官廳の免許に依つて設定せられ、一定の存續期間を限りて與へら

る。漁業組合は、一定の地域内の漁業者を以て組織する私法人であつて、其の社員たる漁業者の利益の爲に漁業権を取得し、社員の漁業に關する共同の施設を爲すことを目的とする。故に漁業組合は漁業権の主體たることを得るに止まり、自ら漁業を營むことは出来ない。其の社員たる漁業者のみをして、一定の水域に於て、特定の種類の漁業を營ましむるを得べき絶対権である。永代借地権は、外國人居留地に於て、政府の永代借地券を以て、外國人又は外國法人の爲めに設定したる物件で、民法中の所有權に關する規定を準用する。

不動産物權の取得・喪失及び變更を第三者に對抗するには、登記を爲すことを要す。登記とは、一定の公簿にその物權の取得・喪失及び變更を記入することを云ふ。登記所は、不動産の所在地を管轄する區裁判所又は其の出張所である。登記制度を設けた趣旨は、不動産に關する法律關係を一般人に公示して、不動産取引を安全ならしめる爲である。

五 債權關係

債權とは、人が特定の他人に對して一定の行爲を爲すこと又は爲さないことを要求する權利を云ひ、其の作爲不作爲の義務は即ち債務である。社會生活の複雑となるにつれ、此の種の關係が益々多くなるものであるから、法律は特に此の制度を設けて規律するものである。債權を有する

人を債權者と云ひ、債務を有する人を債務者といふ。債權は、専ら特定人の作爲又は不作爲の上で成立するものであるから、物權に對し人權の名がある。債權の目的(客體)は他人の行爲即ち作爲・不作爲であるが、債務者が債權者に對する作爲・不作爲は、之を總稱して給付と稱する。給付には、物の給付・金錢の給付・利息の給付・選擇給付の區別がある。

債務者が任意に其の債務を履行せざるとき、即ちその爲すべき行爲を爲さざるときは、債權者は裁判所に訴へて其の行爲を爲さしめ、又は不履行に因る損害を賠償せしめることが出来る。

債權發生の原因は、大別して法律行爲及び法の直接の規定の二種とする。其の法律行爲は、或は單獨行爲であることもあり(手形の振出・遺言)、或は契約であることもある。契約とは、私法上の效果を生ぜしめることを目的とする二人以上の意思の合致である。公の秩序を害せず、又善良の風俗に反しない限りは、契約は自由である。契約を大別すると、有名契約と無名契約の二種となる。法律上特別の名稱を有する契約を有名契約と云ひ、特別の名稱なき契約を無名契約と稱する。有名契約は、民法に規定するものとして、贈與・賣買・交換・消費貸借・使用貸借・賃貸借・雇傭・請負・委任・寄託・組合契約・終身定期金・和解の十三種がある。その他運送・保險等商法に規定するものもある。

日本人が、他國人と契約を結ぶ場合は、當事者の意思に依つて、何れによるべきかを定めるものである。

法の直接の規定による債權の發生とは、一定の場合に法が當然に債權の發生を來さしめることであつて、人が債權を發生せしめようとする意思を有するや否やは問題としない。これに不法行為・不當利得・事務管理の三種がある。不法行為とは、故意又は過失によつて他人の權利を侵害する行為を云ふ。其の權利は財産のみに限らず、生命・身體・名譽・自由等の人格權をも含む。此等の權利を侵害したものは、之に因りて相手方に對し損害賠償の債務を生じ、侵害を受けたものは、損害賠償を受ける債權を生ずる。不當利得とは、法律上の原因なしに、他人の財産又は勞務に因つて利益を受け、これが爲めに他人に損害を及ぼすことを云ふ。不當利得者は、其の利益の現存する限度に於て、これを返還する債務を有する。反面から云へば、其の他人は右の利益の返還を受ける債權を有するのである。例へば、債權者が誤つて二重に辨濟を受けたる場合の如きそれである。事務管理とは、義務なくして他人の爲に事務を管理することを云ふ。之に因つて、その他人と管理人との間に、管理費用の償還等に就いて、債權關係を生ずる。例へば、甲が乙の不在中、乙から依頼を受けないのにも拘らず、乙の家屋を管理したり、その家屋の倒壊を防ぐた

めに必要な或費用を投じたやうな場合を云ふのである。事務管理者は、人のために最も利益と認むべき方法に依つて、その事務を管理するを要する。

債權者の權利を確實ならしめる爲に設けられた制度として、債權の擔保と稱する方法がある。これに人の擔保と物の擔保との二種がある。人の擔保とは、債務者が債務を履行しない場合に、第三者をして債務者に代つて其債務を辨濟せしめる方法である。現今實際の制度としては、保證債務者を設ける方法がある。保證債務とは、他人が其債務を履行しないとき、自己に於てその他人の債務を辨濟する債務を云ふ。保證債務を有する者を保證人と云ひ、その他人を主たる債務者と稱する。

物の擔保とは、債務者が債務を履行しない場合に、債權者が債務者の物の上に一定の物權を行ふ方法である。かくの如く、債務の擔保たる目的を有する物權を稱して擔保物權といふ。留置權・先取特權・質權及び抵當權等これであつて、是等に就いては、既に物權のところ述べて通りである。債權は、種々なる原因によりて消滅する。その最も重要なものは辨濟である。辨濟とは、債務の内容を實行する債務者の行為をいふ。債務者の過失に因らずして履行不能となれば、債權は消滅する。例へば引渡すべき馬が流行病で死んだ場合の如きそれである。

六 親族關係

我が民法上、親族とは、六親等内の血族・配偶者・三親等内の姻族を稱する。親族關係は、婚姻・出生・養子縁組によつて發生し、死亡・離婚・離縁・去家等により消滅する。婚姻とは、男女間に夫妻の關係を生ぜしめる法律行爲である。婚姻の制度に關しては、一夫一妻・婚姻年齢の制限・血族及姻族の親疎による制限・離婚等の規定がある。日本人が他國人と婚姻するときの婚姻成立要件は、その日本人に就いては日本の法律、他國人に就いてはその他國の法律に依つて定め、その婚姻の効力は、夫たる者の國の法律に依つて定めるのである。次に親子の關係は、出生及養子縁組によりて生ずる。出生による親子の關係は、實子關係と稱する。

是等血族關係・配偶關係・姻族關係に就いて規定された權利義務が、親族權に關する制度である。即ち戸主權・夫權・親權・後見權、及び以上の對應義務、其他親族たる身分に基づきて存する權利義務である。

戸主は、家族に對して一定の權利義務を有する。戸主とは、一家を統轄監督するの權力を有する一人を云ひ、家族とは、戸主の親族で、その家にある者、及びその者の配偶者を云ふ。戸主權を有する一人の下に統轄せられたる團體を家と稱する。此の家を生活の單位と見、之に關する各

種制度の組織的體系を稱して家族制度と稱する。

戸主の權利の主なるものは、家族の居所を指定すること、家族の婚姻又は養子縁組に同意を與へることであり、戸主の義務の主なるものは、家族扶養の義務である。

親權の主なるものは、未成年の子を監督し教育するの權利義務、未成年の子の財産を管理するの權利、未成年の子の兵役出願を許可するの權利、子を懲戒するの權利等である。未成年の子を監督し教育することの如き場合に於ての親權なるものは、權利と義務の合體したものであると見られる。未成年の子に對して親權を行ふ者がなるとき、又はあつても無能力であるときは、後見人を置く。後見制度の目的は、かくの如き親權の補充の外、禁治産者の保護も其の一つである。後見人を監督する者は、後見監督人及び親族會である。

夫妻間の權利義務の主なるものは、同居すること及び扶養を爲すことである。その範圍は、一般親族間の權利義務としては、互に扶養を受け、またこれを爲すことである。その範圍は、直系血族間、兄弟姉妹間、夫婦の一方と他の一方の直系尊屬でその家に居る者との間等である。

親族會とは、親族法上の權利を保全するが爲に設くる合議機關で、親族その他縁故ある人を以

て組織する。親族會員の定員は三名以上とする。親族會は、會議を要する事件の發生する毎に、裁判所の招集によつて成立し、其の事項の議決を終ると共に消滅する一時的の會合である。親族會は、法人ではないから、それ自身に權利能力を有しない。故に親族會の行爲は、實は親族會員の權利義務に外ならない。然れども親族會員は、全員共同してのみ此の權利を行ひ、義務を負ひ得るものであつて、隨つて親族會の行爲は、結局常に決議である。

戸主の權利義務を包括的に承継することを家督相続と云ふのである。戸主の死亡・隱居又は國籍の喪失・戸主の去家・女戸主の入夫婚姻又は入夫の離縁等により開始する。これを承継する者を家督相続人と云ひ、これを承継せらるるものを被相続人と稱する。家督相続制度の目的は、家の相続を計るにある。家督相続人には、法定の推定家督相続人・指定家督相続人、及び選定家督相続人の三種がある。法定の推定家督相続人とは、民法の規定に依つて當然家督相続人となる者で、被相続人の家族である直系卑屬が規定の順で相続人となる。指定家督相続人とは、法定の推定家督相続人が無いとき、被相続人に於て家督相続人として指定した者を云ふ。選定家督相続人とは、法定又は指定の家督相続人が無いとき、被相続人の家に在る父母又は親族會が、家女である配偶者・兄弟・姉妹・家女でない配偶者・兄弟姉妹の直系卑族等の中から、この順序で家督相続人として選

定した者を云ふ。以上の方法に依るも尙家督相続人のないときは、被相続人の家に在る直系尊屬中、親等の最も近い者が家督相続人となり、かくの如き直系尊屬もないときは、親族會に於て最も適當な者を選定する。以上何れの場合であつても家督相続人は、單に一人あるのみである。

家族の財産に屬した權利義務を包括的に承継することを遺産相続と云ふ。遺産相続の制度は、家督相続が家の存続を目的とするに對し、自己保存の意味に於て、各個人の存続を計る爲である。遺産相続の行はれるのは、家族の死亡した場合に限る。遺産相続人には、唯法定の推定相続人あるのみ。推定相続人は、通常被相続人の直系卑屬とする。直系卑屬は、家に在ると否とを問はず、男女を分たず、血縁によりて定めるのである。直系卑屬なきときは、他の推定相続人に移る。直系卑屬は、親等の異なりたる者の間に於ては、其近き者を先にし、親等の同じき者は、之を同一の順位に置く。直系卑屬の相続なき場合には、配偶者・直系尊屬及び戸主は、順次に相続人たることを得。要するに家督相続に於ては、長子相続主義を採り、遺産相続に於ては分頭相続主義を採つて居る。遺産相続人が數人あるときは、これを共同相続人と云ふ。共同相続人が、遺産相続に就いて有する分け前を相続分といふ。法律の規定に依る相続分は均等である。唯、庶子・私生子の相続分は、嫡出子の二分の一とする。被相続人が遺言を以て別段の定を爲したときは、そ

れに依り、上述の法律の規定に依らざることを得。但し遺留分の規定に反しない範圍に於てである。共同相続人は、その相続分に應じて、被相続人の権利・義務を承継する。

相続の制度は、國家が主として公益を目的として定めたものであるから、濫りに當事者の意思に依つて之を左右せしめてはならぬものである。然れども或範圍に於て、相続に關して當時者の任意を認める。これに相続の單純承認・限定承認・拋棄・遺言の四種がある。單純承認とは、其の相続を無條件にて承諾することを云ひ、限定承認とは相続に因りて得たる財産の限度に於てのみ、被相続人の債務及び遺贈を辨濟すべき旨の制限を附したる條件的承認である。而て相続の拋棄とは、相続人たることを拒絶することをいふ。但し法定推定相続人は、相続の拋棄を爲すことは出来ない。これ家族制度を保護する爲である。相続人となるべき者が、相続の承認又は拋棄を爲すには、自己の爲に相続の起りたることを知りたる時より、三ヶ月以内に於て意思を決定しなければならぬ。この期間内に於てそれを爲さなるときは、單純承認を爲したものと看做される。

人が死後に效力を生ぜしむる目的を以て爲す處の意思表示を遺言と稱する。遺言を爲すには、民法所定の嚴重なる法式に依るを要する。その方式には種々あれども、通常、自筆證書・公正證書、又は祕密書による。遺言によりて財産の處分を爲すことあり、また家督相続人・後見人・後

見監督人・親族會員の指定、推定相続人の廢除等を爲すことがある。被相続人が遺言を以て他人に財産の贈與を爲すとき、之を遺贈と云ひ、之を受ける者を受遺者と云ふ。被相続人は、自由に遺贈を爲し得るけれども、而かも他方に於て、一定の相続人は遺言によつて侵さるることなき相続分を有す。かくの如き財産の一部を遺留分と稱する。此の制度も家族制度保護の爲である。遺留分の額は、直系卑屬である推定家督相続人は、被相続人の財産の二分の一、其の他家督相続人は三分の一と規定せられてある。

七 戸籍制度

家には戸籍といふものが規定せられてある。戸籍とは、家の法律上の所在である。戸籍は一家一籍である。家に屬する各個人の方面より見るとき之を各人の本籍と稱す。戸籍は戸主任意に定め、又之を變更することを得。戸籍は、また各家の戸主及び家族の其の本籍及び其の親族法上の身分に關する事項を記載する公正證書を意味する。即ち各人の身分關係の公知證明の具である。本籍外の一定の場所に住所又は居所を定めることを寄留と稱する。住所とは人の生活の本據たる場所を謂ひ、居所とは生活の本據に非らざる居住の場所を云ふのである。

戸籍に關する事務は、市町村長が之を管掌し、其の地を管轄する區裁判所の判事が之を監督す

る。是等のことは、戸籍法を以て規定せられてある。

第七章 國際政治

一 國際關係

國際關係とは、國家と國家との間に、特殊の關係が成立して活動する状態である。國際主義の目的とする處は、國際間の共同利益にある。即ち正義人道の精神を根基とし、國際協同によつて、文化の發展・平和の維持を策し、所謂國際共存共榮の實をあげんとするものである。それ故に、國際關係を結んでも、これが爲に國家の自主獨立權を侵かさるることはない。彼の國家の主權及び獨立權を抛棄し、國境を徹し、國民的感情を忘れ、人種の別を棄て、以て世界を一丸とせんとする所謂世界主義の如きものとは別である。一面に於て國際協調を保ちつゝ、其の國民主義を發揮せんとするのが、現代の思潮である。此の國際間の權利義務關係が、特に法的に組織化されたものが國際制度である。

現今國際制度としては、通商條約・媾和條約・不戰條約・國際聯盟規約の如き政治的のものと、

文化的國際協同とでも稱すべき、萬國工業所有權保護同盟條約・赤十字條約・萬國郵便電信條約・國際航空條約・著作物保護同盟條約の如き所謂行政的の聯合規約とがある。是等の諸條約と、從來國際間に永年行はれ來つた國際慣習とを併せて、國際法と呼ばれる。條約の締結される順序は、先づ當事國の任命した全權委員間に於て、豫備折衝が行はれて條約書なるものが作成せられ、次いで當事國の元首の批准交換となり、此に始めて其の效力を發生することになる。我が國に於ては、條約の締結は天皇の大權に屬する。

二 國際關係の機關

國際關係に於ては、各國を代表して交渉を爲すところの機關がなければならぬ。その機關が外交官である。大使・公使・領事等がこれである。大使・公使は本國を代表し、外國との政治上の關係事項に就いて交渉を爲すの職務を有し、領事は主として經濟上の關係に於て國家を代表するものであつて、外國に駐在して専ら帝國臣民の貿易・通商・航海の利益を保護獎勵し、居留民の取締及び保護に當るものである。

現時の如く國際關係が著しく錯綜し、微妙な動きを見せる時代となつては、國交の圓滿は外交官の外交のみによつては期待することが出来ない。如何しても國民の正しい輿論と熱意とが外交官

に協力することを要する。これが所謂國民外交である。

三 國際條約の變遷

近世國際協力の變遷を見るに、明治三十二年、ロシア皇帝の發意によつて萬國平和會議が開かれ、軍備の制限、國際紛争の平和的處理を協議したが、第一次世界大戰の勃發によつて終局となつた。大正十年、米國大統領の主唱によつて軍備縮少條約が成立し、大正十一年のワシントン條約で各國主力戰艦の比率を英五、米五、日本三、佛伊各一・七と定めた。昭和五年、ロンドン條約で日・英・米三國は其の補助艦艇を縮少し、日本の保有量を英・米の約七割とし、潜水艦は三國ともに五萬二千噸と定めたが、この條約は昭和十一年末を以て失效となつた。昭和三年、米國國務卿の提唱によりて不戰條約成立し、參加國五十九ヶ國に及び、國際紛争を戰爭に訴へず解決することを約した。

四 國際聯盟

歐洲大戰後、即ち大正八年六月ベルサイユ平和會議で國際聯盟が成立し、國際的に戰爭を防止し、平和を圖り、又國際協力を促進して文化の發達を策せんことを約した。國際聯盟の組織編制を見るに、對平和條約の一部として定められた、二十六ヶ條より成る國際聯盟規約が其の根本法

規である。此の規約中に定められた聯盟機關として、國際聯盟總會及び理事會・國際仲裁裁判所があり、其他の條項中に定められた聯盟の事業機關として、國際労働會議と稱するものがある。此の國際聯盟に加入した國は、五十餘箇國にも及んだ。

聯盟總會は、世界議會とでも稱すべきもので、聯盟國全體から、各國三名以内の代表者を出席せしめ、年一回開催するを定例とする。三名の代表者は、其の國の政府・議會・民間の各より一名の割合で選出するのが例である。國際聯盟理事會は聯盟の執行機關であつて、十四の聯盟國の代表者各一名を以て組織する。

常設國際司法裁判所は、國際聯盟總會に於て選舉した裁判官を以て構成し、當事國の附托した國際的性質を有する紛争事件を裁判し、又聯盟理事會及び聯盟總會の諮問する一切の紛争又は問題に關して意見を提出するものである。

國際労働會議は、産業に従事する賃銀生活者の身體上及び知能上の福祉を國際的に増進することを目的とするものである。即ち労働條件の國際的劃一は望まれざるも、労働條件を規律する原則を發見し、之が適用を計らうとするものである。此の常設機關として労働總會及び理事會がある。

國際聯盟の成立により、それ以前永い間學者の空理空論視せられて居つた國際政治が、兎にも

角にも制度化し、國際間に立法・行政・司法の三機能を見るに至つたのであるが、然し聯盟成立後の成績は甚だ面白くない経過を辿つて居る。惟ふに眞に國際制度化の實を擧げるには、一に各國の國際道義の勵行に俟たねばならぬ。内に侵略的野心を包藏しながら、外表面平和を擬裝する如き、或は偏狹な利己心や猜疑心が跳梁するやうなことであつては、到底國際協力は望み得ない。

我が國は國際聯盟が成立するや否や直ちにこれに参加し、創立以來の常任理事として永年誠心正意を盡くして來たが、滿洲國の新興に當り、聯盟諸國は東亞に對する公正な認識を缺き、滿洲國の獨立を助成して東洋永遠の平和の礎石を築かんとする我が國の眞意を更に解せざるを以て、遺憾ながら昭和八年三月二十七日敢然聯盟脱退の通告を發し、同十年三月二十七日を以て完全に聯盟を離脱するに至つたのである。然し當時の詔に拜する如く、信を國際に篤くし、大義を宇内に顯揚せんとする我が精神には、毫も變化はないのであつて、近き將來に於て道義に基づく眞の國際親善の行はれる日の來らんことを心から待つものである。

第三篇 經濟概論

第一章 經濟概觀

一 經濟の意義

經濟的活動とは、自然の地物を利用して、物的生存を全うせんとする人間の協力的活動である。略言すれば利用厚生、これ經濟である。而して經濟的活動の目的、即ち利用厚生のものである。形物件を財貨又は富と稱する。此の財貨を生産し、提供し、獲得し、消費し、貯蓄する活動が、相互に均衡を得つゝ、茲に經濟生活の内容は進展するのである。

二 經濟の發達

經濟生活の發達過程に就いては、大凡三つの觀點から之を窺ふことが出来る。即ち其の一は、職業を基準として、其の二は、交換現象を基準として、其の三は、經濟團體を基準としてである。職業を基準として見るとき、經濟發展は五段階に分る。即ち狩獵及び漁業時代・牧畜時代・農業時代・農工業時代・農工商業時代これである。財産の私有觀念は、牧畜時代に發生し、次の農業

時代に至り之が制度化したものである。交換現象を標準として見るときは、自給經濟時代・交換經濟時代に別たれ、交換經濟時代を更に、自然經濟又は物々交換經濟時代・貨幣經濟時代・信用經濟時代に別つ。財産を利殖し、資本を増殖する機構は、信用經濟時代の産物である。次に經濟團體を基準として經濟發展を視れば、氏族經濟時代・都市經濟時代・國民經濟時代・世界經濟時代の順序となつて居る。氏族經濟時代は、民族を範圍とする綜合經濟時代で、自給自足の經濟である。都市經濟時代は、都會と田舎との交通經濟である。此の綜合經濟は、全く自然の發展にかかり、意識的に統制された經濟ではない。國民經濟時代の經濟は、國家を範圍として、國家の統制の下に活動する綜合經濟である。前者の自然經濟に對し、之を意志經濟と稱する。世界經濟時代、之は諸の獨立的に統制組織を有する國民經濟を綜合した世界を範圍とする一大交通經濟である。各國民經濟の内部的發展と新式交通機關の進歩とが相俟つて、茲に世界を範圍とする大經濟時代を現出するに至つたものである。要するに、經濟生活今日の發展は、人間の個人的能力の進歩、人口の増大、社會的生活の進歩等が根本原因であつて、これによつて、今日の如き自然物及び自然力の利用厚生を増大せしむるに至つたのであると見られる。

三 經濟の内容

富の利用厚生に關する活動は、生産・分配(所得)・交易・消費の四種に分つことが出来る。生産とは、天成の物體をして效力を生ぜしめ、或は其の效用を増さしめることである。而して、生産による收益を生産に協力した人々に分つことが分配である。消費は經濟活動の最終の目的で、生存の實を擧げる爲に、財貨の效能を實地に發揮することである。而して、不合理なる消費之を浪費と稱する。交易とは、財貨の利用を全うすることに關して、流通を爲す協力行爲であつて、直接交換・賣買・信用取引・交通等がそれである。而して信用交易を以て其の發達の標徴と爲す。財貨と財貨との交換割合を價格と稱し、財貨と通貨との價格を物價と稱する。財貨の交易される場所を市場といふのである。物價は市場に於ける需要供給の關係、生産費の増減、通貨流通の増減、貿易輸出入の増減等の諸原因により高低變動を爲す。之を景氣變動と稱する。生産と消費との急激なる不均衡に因る經濟交易の紊亂する状態を恐慌と稱する。

四 分業と分益

經濟的協力關係の組織化されたものが分業及び分勞である。分業とは各自夫々職業を分擔し、互に協力して社會に貢獻すること、經濟上では生産を目的とする産業と、貨物の配給を目的とする商業が即ちそれである。分勞とは、一事業を營むに當り、仕事の一部分を受持つて互に協力

することである。かく労働の分化するに至つた原因は、全く器械・動力等の發明發見に存する。分益とは、生産収益を分つて消費を爲すことである。此の分業と分益は、國の經濟の根本組織である。

五 企業組織

分業及び分業の組織を以て生産事業を經營するに當り、自然・資本・勞力等の要素を適當に結合按配し、或る成算の下に危険を覺悟して、生産・營利(利潤獲得)を講ずることを企業と稱する。換言すれば、企業は資本と企業能力との組織體である。而して、企業經營の行程は、發企・實行・收果の三段に分たれる。經營の主宰者之を企業者と云ひ、企業者の命を受けて個々の實行業務を擔任し、事業の成敗に拘らず一定の報酬を受けて働く者は作業員である。企業に個人企業と共同企業とある。企業家が同時に資本の所有者である場合の企業が個人企業である。企業家であると同時に資本家である人々が、多數組合的に結合して企業を營む場合、之を組合企業といふのである。又企業家と資本家とは、別個の人々である場合の企業組織を會社企業と稱する。

六 分配

經濟的分業組織に於て、生産に協力した各人又は各組合の間に、財貨を分つことを分配(分益)

と稱する。分配の過程は、二段階に別たれ、第一段は貨幣の配當、次は貨幣を以て貨物を購買する場合の貨物の配給である。之を分配を受ける者から云へば、所得である。前段は名義所得であり、後段は實物所得である。土地に對する分配の所得は地代であり、労働に對するのそれは賃銀であり、資本に對するものは利子であり、企業經營に對するそれは収益(利潤)である。分配の後を承けて、個人或は團體がそれ／＼分配されたものを各自の所得となし、之を消費して生活を遂げる状態を財務の經理と稱する。經理の主體上より家計と財政の二種に區別される。私有財産制度は、分配を受けたる資財の一部を蓄積する思想が發達して生じたものである。

企業組織に於ては、企業者と作業員との間に、作業及び報酬の條件に關し、屢々紛争を生ずることがある。即ち作業員は、現在の經濟組織は資本主義に偏し、分配に關して資本家が其の勢力を好み、分配の獨占を敢てすると反抗し、これに對し、資本側は、労働者が多數の強力を恃みて、特殊の不當要求を爲すは不穩であると主張し、互に抗争を事とする。これ即ち労働争議である。労働者の人格を認め、責任を自覺せしむることの方法によつて、生産能率を増進し、其の争議を緩和せんとする仕組を企業立憲組織と稱する。兎に角、分配の公平は如何にすればそれがよく保たれ得るか云ふことは、重大な問題である。

七 經濟主義

經濟的協力に於て、時間・勞力・資本(物)等の運用に關し、無駄を省き、犠牲を小にし、最少の勞費を以て最大の効果を擧げることを経済主義と稱する。あくまで此の經濟主義に合致せしむるやう經濟上のあらゆる組織を整へ、又經濟活動を統轄することが經濟の合理化である。經濟の合理化は主として産業合理化の問題として現れ、生産費の節減、企業利得の増大、商品價格の低廉等を期するものである。而して合理化實現には、科學的經濟と經驗率の適用を以てするを要し、かくすることによつて、作業管理上に於て、設備上に於て、製品に於て、販賣に於て、無駄を省き能率をあげ得る。

八 經濟制度

國民の經濟的目的を實現しゆく過程に於て、國家が人々の行動を規制し、自由競争經濟組織の弊を矯めて、經濟交通の秩序を維持するものは經濟制度である。財産制度・貨幣制度・信用制度・交通制度・貿易制度・生産企業に關する制度・經濟的社會政策に關する制度等種々ある。この經濟制度を定むる法が、經濟法である。

經濟制度の中、最も重要にして根本的なるものは、財産所有關係の問題と生産組織に關する問題

とである。國家が、直接其國の産業(農工)及び商業に對して行ふ實際的の施設、之を總稱して經濟政策と稱する。

九 自由經濟と統制經濟

現代の經濟組織は、分業的生産・私有財産・營利・自由、此の四大制度を組織の原則として建立された處のものである。營利とは、其の私有する財産を利殖すること、即ち資本として増殖することであり、自由とは、財産を利殖し、資本を増殖するについて、國家から何等の拘束を受けないといふことである。私有・營利・自由、此の三つが合一して全き資本主義原理となる。惟ふに、自由は人心を生動せしめ、自由は競争を生じ、而して競争は進化の母となる。經濟活動の自由が保障されるに及んで、企業・投資・労働・交易等一齊に自覺して活動を始め、近代經濟の繁榮期を出現せしめた。然れども各個人の實力には相違があり、自由の競争も暫くすれば優勝劣敗の結果を生ずる。その結果が、更に自由制度の形式に依つて確保されるときは、優勝者は益、榮え、劣敗者は愈、抑へられる。かくて社會には、漸次に經濟上の壓制者と屈從者との階級の對立を生じ、更に後者の反抗運動起るに及んで、初めの自由競争等は、後に階級抗爭に變じ、國民經濟は著しく平準の状態を失ひ、安定と平和とを脅かされることとなる。ここに於てか自由制限の

必要を生じ、契約・營業・利得・勞働・消費等に互り、個人の自由は國家の制度によつて少からず制限されて來た。即ち國家自ら公益事業として、經濟事業を經營することによつての直接統制や、私人經營の經濟事業の國家監督による制限これである。例へば自由競争より結果する企業の獨占を除去するために、鐵道・汽船・瓦斯・水道等の大資本公益事業は官營とするか、或は國家が之に干與する如き、或は自由競争より結果する身體及び知識の不均等を矯正するために、工場法・婦女幼兒保護法・強制保險法・強制教育制度を實施する如き、或は自由競争より結果する財産不均等及び之に伴ふ細民の狀態を矯正するため、租稅改良・貯金獎勵・産業組合・小作人保護・貧民救助・殖民獎勵・行商保護の制度を實施するが如きそれである。また戰時等の場合、軍需生産を基調とする全産業の編成替を強行する爲、必要已むを得ず行ふ統制といふこともある。

一〇 私有財産制度

現今の經濟社會に於て、生産營利が主として私人の企業として行はれる所以のものは、生産に必要な土地及び資本が個人の私有として認められるからである。而して土地資本の私有は、所有權及び相續權の形に於て現れる。私有財産制度の利點は、各所有者の收益を増加し、人格の發達を自由ならしめ、一國の生産を進めることであり、弊と見られる點は、貧富の懸隔を生じ、所

謂社會問題を惹起することである。

惟ふに私有財産制度は、單純なる人爲制度ではなく、自然に發達して來た社會的事實を國家に於て承認したものであるから、社會主義者の云ふ如く、此の制度を撤廢することは不可能である。若しこれを廢止するに於ては、人類の自由活動力減退し、社會の退歩を來すものである。財貨を善く利用する者をして所有せしむることが、所有制度の根本義であるとしたなら、此の制度以外他に格別良い制度はない。尤も之に對して或程度の規制を加へ、社會に於ける貧富の隔絶を緩和し、社會的公正を保持せしめ、人々各、其の處を得て生活するやうにすることは、現下の實情に照し最も必要なことであることは疑ひない。

一一 資本主義

經濟的社會組織の中に最も優位を占める資本が、生産要素中の獨裁的地位を占めて、其の利殖の爲に他の要素をも犠牲に供すること、即ち換言すれば、資本家が獨裁的に産業を統制し、企業家を左右して勞働者を使役することを資本主義と稱する。

資本主義の特色は、資本所有者が自己の爲に産業を獨裁するといふ其の點に存するのである。

即ち(一)勞務者に賃銀給料を支拂つた後は、如何に大きな利益があつても殘餘の利得は悉く資本

の所有者が獨占すること、(二)資本所有者が自分の最大の利益の爲に、また其の投資の保障に任ぜしめんが爲に、管理者を任命して産業を獨裁すること、(三)資本家が其の利益と思へば妄りに業務を擴張し、或は縮少し、勞務者を雇傭或は解雇し、自己の經濟上の利益の爲には何人をも犠牲にするといふこと等である。今日の資本主義の大なる弊害は、此の資本の産業獨占或は獨裁の點である。此の資本主義に反抗し、現今の經濟制度・社會制度を根本的に破壊して、勞働本位の共産的のものになさんとするのが、社會主義であり、現在の制度は之を是認し、其の弊害と認めざる點に改良を加へんとするのが、社會政策主義或は社會改良主義と稱するものである。

此の資本主義の經濟は、必ず勢力階級としての經濟階級の對立を生ずる。また此の經濟には、景氣の變動が附きものであつて、景氣が良くなれば勞働爭議が頻發して生産を停頓せしめ、景氣が悪くなれば爭議を起す力なく、勞働生産力を衰弱せしめて次代の生産に悪影響を及ぼすものである。殊に階級對立抗爭の激化は、國本を危くする。茲に統制經濟の必要がある。

第二章 生産經濟

一 生産の意義

財貨の生産とは、天成の物體をして效力を生ぜしめ、或は其の效用を増さしめて社會に提供することである。決して無より有を生ぜしむるの謂ひではない。人の爲す處は、天成の物體を分離し、若くは集合し、若くは之を移動するのみである。即ち天成の物體に與ふるに慾望を満足するの能力を以てすることを財貨の生産とは云ふのである。

生産は、多くの場合に於て營利を兼ねる。營利とは、生産を個人的立場より見たる觀念であつて、各生産者が互に其の生産したる財貨を交易することに由つて、其の所得及び財産を増殖することである。例へば、職工が人の爲に器具を造り、商人が商品を賣るときは、社會に或效用が作出又は増加せられるが故に、是れ生産であり、職工が器具工作により勞賃を得、商人が商品賣買により利益を得るときは、彼等は交通經濟の下に於て、所得及び財産を増殖したるものであるか

ら、是れ營利である。

二 産業

生産が一つの事務として、秩序ある組織の下に行はれるとき、之を産業と稱する。産業を其の生産方法上より區別すると、原産的生產と變更的生產の二種となる。原産的生產とは、天産物の採取又は土地に働く自然力を利用する培養生産である。採礦・狩獵等は前者に屬し、農耕業・牧畜・森林業等は後者に屬す。變更的生產とは、外界の物體に加工して、其の形態品質を變化せしめる生産である。其變化の程度により、半成生産・完成生産の區別がある。一般に工業と稱するものに屬する。工業には、家内仕事・手工業・工場制工業等の區別がある。生産財貨を其の消費者に接近せしめる仕事は商業である。また生産を生産の目的により、自由生産・自用兼他用生産・他用生産に區別し得る。

三 生産の要素

生産の要素は、大別して三となす。自然的生産要素・社會的生産要素・經濟的生産要素これである。自然的生産要素とは、自然物及び自然力の謂ひであり、社會的生産要素とは、國家の一般法制・財産制度等であり、經濟的生産要素とは、勞力及び資本である。自然・勞力・資本を合せ

て生産の三重要素と稱する。

(1) 自然 自然が生産の要素たる所以は、生産に必要な場所と、材料と、而して勞力とを給與するからである。自然の如何は、實に生産力の上に大なる差異を生ぜしめる。例へば土地の廣さ・氣候・地質の如何は、天與の材料・人口の密度・生産の方法・人の勞働力等に關係し、地形・位置・自然力の有無等の如何は、交通の發達・生産業の經營方法・自然力の利用等に關係して、其の差異を生ずる原因となるものである。

農業に就いては、土地が特に重要な要素であつて、土地の機械的性質・土地の化學的性質・土地の表面に於ける日光・溫熱・濕氣及び空氣等は、土地の生産力に至大の關係を有する。人類は其の勞働と資本とを以て土地の性質を變更し、其の生産を増加することが出来るが、一定の程度に達するときは、土地の生産力は之に投ずる勞働資本に應じて増加するものでない。之を報酬漸減の法則と稱する。この法則は、地味のいよく瘠惡となるに従ひ、また土地經營法のいよく集約的となるに従ひ、益、明らかに其の實を示す。

(2) 勞力 勞力とは生産に用ゐられる一切の精神的及び肉體的人力の總稱である。勞力は種々の見地から之に區別を立てることが出来る。先づ勞力の占める生産上の地位により勞力を區別する

と、(一)天然産物占取のみの勞力、(二)生産計畫に關する勞力、(三)技術上の監督勞力、(四)執行勞力の四種となる。次に勞力の適用せられる方面に従つて勞力を區別すると、(一)直接生産勞力、(二)間接生産勞力、(三)不生産的勞力の三種となる。採取・培養・製造・加工・運輸等は直接生産勞力であり、發見・發明・教育・感化・政治・醫療・代言等は間接生産勞力である。不生産的勞力は所謂徒勞である。

(3)勞働 勞力が生産に與りて活動する過程を勞働と稱する。徒勞を避けて效驗を大にすることを勞働能率の増進と云ふのである。勞働能率は、(一)勞働の念慮、(二)勞働の能力、(三)勞働の條件、(四)勞働の組織等の如何によつて差異を生ずる。勞働の念慮とは、(一)其の社會が勞働を尊重するや否や、(二)其の社會の法制整ひ勞働者は其の勞働より生ずる利益を完全に享有するを得るや否や、(三)勞働者保護制度完備して勞働者の社會的地位安固なるか否か等の事項である。

勞働の能力とは、(一)各個人の天賦的性質の如何、(二)人種的性能の差別、(三)生活の程度、(四)外圍の狀況、(五)教育の多少、(六)男女老幼の別、(七)人口の多少等を意味するのである。勞働の條件とは、企業家と勞働者との間に成立せる勞働契約の内容、例へば賃金額・賃金支拂方法・勞働時間・非常時の救濟程度如何等のことである。

次に勞働の組織とは、それが單獨勞働なるか或は勞働分化組織なるかと云ふことである。勞働の分化とは、即ち分業及び協力的の勞働組織のことであつて、此の組織の方が其の能率が大きなることを認め得る。而して此の組織は、各個人の能力の差異・社會の進歩並に學術の發達に基因して發展したものである。

(4)分業勞働組織 分業は之を(一)社會的分業、(二)技術的分業(分勞)、(三)地方的分業の三種に區別して考ふることが出来る。社會的分業とは、社會に於ける職業の分派を意味し、或は之を職業的分業とも稱する。農・工・商・官吏等この例である。技術的分業は單に之を分業とも稱し、一事業を營むに當り、之に従事する者が、仕事の一部分を各分擔し、其の結果を連絡結合するものである。

技術的分業の利益とする所は、(一)業務執掌の簡便なること、(二)各人性能相當の業務を選択し得ること、(三)勞働者の熟練を著しく發達せしめ得ること、(四)機械の改良發達を促すこと、(五)時間を節約し、勞力の浪費を省き、生産を増加し、品質の善良を期し得ること、(六)資本を節省し得ること、(七)財貨の種類と數量との増加を圖り得ること、(八)生産品の價、低廉を期し得ること等の諸點である。

技術的分業の弊とする所は、(一)労働者健康上の被害、(二)人能の機械的固定と失業の憂苦、(三)教育の普及上の妨害と社會風紀上の被害等の諸點である。是等弊害の救済策としては、(一)労働時間の短縮、(二)工場衛生の注意、(三)婦女幼弱者の労働制限、(四)労働組合による失業救助、(五)徒弟及び簡易技術の學校經營、(六)疾病保險制度の設置等が重要な問題である。

地方的分業とは、經濟思想の進歩、交通機關の發達に従ひ、諸國の間に或は國內各地方間に行はれる分業を稱する。地方的分業の發達は、自然の狀況と歴史的關係に因るものである。歴史的關係とは、其の生産事業が、其の國其の地方が創始者であつて、古くより之に従事して居るとか、或はそれに保護獎勵を試みた結果とか、或は同業者間の競争進歩の結果とか云ふ様なことである。(5)協力 協力とは多數の者が、共同の目的の爲に労働することである。分業は、分擔關係より見たる労働組織であり、協力組織は、労働結果の連絡關係より見たるものである。兩者目的を一にするもので、實質的に差異はない。かく労働の分化するに至つた其の原因は、人間智力の進歩に基づく器械や動力の發明發見に存する。

(6)資本 資本とは、土地以外生産若くは營利の爲に使用し又は保有する總ての物を總稱して云ふのである。即ち労働によつて作られたる財貨である。資本を一定の貨幣額にて表したるものを

資本金と稱す。一定の時點に於ける一國經濟範圍内に現在する經濟物の總量の價値を、國民資本又は國富と稱する。次に生産と資本との關係を見るに、生産とは要するに此の資本の變轉し増殖する過程であると云つてよい。即ち資本金の一部は動いて労働者の雇傭即ち労働力となり、一部は生産財市場に向つて流入して機械原料などの調達となり、是等の資本が技術的生産過程を経て生産物といふ商品の形に轉化する。而して此の商品が賣られて復た貨幣に轉化し、最初の形に立戻るのである。

(イ)資本の種別。

(一)其の目的よりして、生産資本と營業資本とに區別するは其の一つである。生産資本とは、其の財貨の性質上、未來の生産を助くるものを云ふ。諸種の原料・器械器具の類、商品、生産用の家畜類、生産事業に用ゐる工場の倉庫其他の建築物、土地に施したる改良工事、船舶・汽車・道路・運河等の交通機關、貨幣(資金)等は之に屬す。營利資本とは、一に之を私經濟的資本とも稱するもので、單に之を所有する者より見て、營利の手段たるに過ぎないものを云ふのである。上述の生産資本の各種類は、總て營利資本ともなる。

(二)資本の所有的地より之を區別すれば、公有資本と私有資本の二つとなる。公有資本とは

國及び地方團體に屬する資本を云ひ、國有鐵道・道路・運河・官營工場に於ける固定及び流動資本等之に屬す。私有資本とは、私人及び私人の團體に屬する資本を云ふ。

(三)次に資本の利用の見地から之を企業資本と補助資本とに分つ。企業資本とは、資本を有する者が之を利用して企業を営むもので、企業其のものの損益と、資本から生ずる利子とを分割することの出来ないものを云ふ。而して補助資本とは、資本家が自ら利用することなく、他人をして之を利用せしめ、相當の利子即ち報酬を受けるものを云ふのである。此の場合には資本家は企業に伴ふ危険を毫も負擔するものでない。

(四)使用上の性質よりして、資本はまた流動資本と固定資本とに區別するを得。流動資本とは、唯一回の使用によつて資本たる其の性質を失ふものであり、固定資本とは、一回に限らず幾回も其の目的に使用することを得るものである。此の各々を更に生産的と營利的とに區別する。

生産的固定資本とは、長期永續して生産の手段たるべき性質のもので、器械・土地改良・建築物・交通機關・耕牛の如きその例である。而して營利的固定資本とは、貸馬・貸本の如きものである。次に生産的流動資本とは、生産上僅かに一回の使用により其の效用を失ふものであつて、原料品・助成原料品等は其の例である。また營利的流動資本とは、例へば一回の取引で他人の所

有に歸するところの商店に於ける物品の如きものである。貨幣も、流動資本の中に於て重要な位置を占めるものである。また同一物にして固定資本であり、流動資本である場合がある。例へば蒸汽機關の如き、耕牛の如きは、生産資本としては固定資本であり、營利資本としては流動資本である。固定資本及び流動資本の區別は、經濟學上最も重要なもので、企業の見地より見るも、經濟社會の實際より見るも、實益ある問題である。企業家より云へば、固定資本は生産には最も必要で、固定資本多ければ生産力を増し、生産費を減少するの效果がある。然れども、徒に多いときは、自ら企業の經營並に取引に必要な流動資本に缺乏を告げるに至るから、企業の經營並に取引に困難を感ぜざるを得ない。故に企業家としては、流動資本に缺乏を生ずる虞あるときは、特に金融機關と連絡を保ち、固定資本と流動資本との間に權衡を保たしめなければならぬ。之を例示するならば、蒸汽機關と石炭との關係の如きものである。

次に經濟社會の實際より見て、固定資本多くして流動資本少なき場合には、物價を下落せしめ、利子歩合を騰貴せしめ、以て企業家の利潤を減少せしめるから、經濟社會を不景氣に陥らしめる。流動資本の缺乏が急激に發生し、又は其の勢にして甚しきときは、恐慌を招くことなしとしない。斯の如き場合に、流動資本を潤澤ならしめるには、信用の利用によるか、外國より資本を輸入す

るかにある。以上に反し流動資本多きときは、物價は騰貴し、利子歩合は下落すべきを以て、企業家は豫期せざる多くの利潤を得るが故に、新に企業を起し、又は之を擴張する者多く、經濟社會は爲に活氣を呈するに至るのである。然れども其の度を失へば、經濟社會を投機の渦中に投ぜしめ、遂に信用制度を破壊することなしとしない。故に經濟社會をして健全なる發達を爲さしめんとするには、固定資本と流動資本との間に權衡を得しめねばならぬ。

(ロ)資本の生成と貯蓄。

資本の生成は、生産及び節約の結果であると云つてよい。故に之が増殖には、生産を大にし、勤儉貯蓄を爲すを要する。即ち生産技術の改良、經營方法の進歩、勤勞精神の振起を促し、大いに生産の發達を策すると共に、過去の産物を節省し貯蓄することによつて將來の資本を増加し、之に依つて以て現在と將來とを連結することである。なほ貯蓄の價值としては、かくの如き資本の生成以外、個人的には獨立の維持、品位及び權勢の向上擴張、生活の餘裕、智徳及び信用の増加、罪惡及び危險の除去等を數へられ、國家的には財政資金の運用に貢献することである。而して貯蓄の發達には、個人的には貯蓄心の發達及び貯蓄の餘裕あるを要し、國家的には貯蓄安全の各種制度及び貯蓄機關の完備を要する。

(7)機械 固定生産資本の代表として、近世文明諸國の生産發達に貢献せるものは機械である。

彼の十八世紀末の産業革命とは、機械の發明に依つて從來の手工業が一變したことである。器械は之を動力機械と作業機械に二大別する。動力器械は、勢力を發して勞働者の腕力に代るべきもので、發電機・蒸汽機關の如きこれである。次に作業機械とは、諸般の動作を爲して勞働者の熱練に代るものであつて、紡績織物機械などそれである。

機械の長所は、(一)非常に強大なる勢力を發するを得ること、(二)間斷なく之を活動せしむるを得ること、(三)其の動作が均一・粗密・迅速・單一なるを得ること、(四)之を取扱ふに強大なる體力を要せざること等である。この機械の長所が、生産に及ぼす影響としては、(一)未曾有の生産事業を成立せしむること、(二)仕事工場化し、大量生産が爲されること、(三)生産物の品質を善良ならしむること、(四)生産品の規格が統一されること、(五)生産費を減じ、物品の代價を低廉ならしめ、從て事業収益を大にし、消費を大ならしむること、(六)勞働が機械化し、人間が機械の附屬物となり、機械に人間が驅使されて自由を得ず、過勞になること等である。

機械の弊害とする所は、(一)資本のうちで勞働者の賃銀が機械にとられてしまひ、爲に社會の購買力が少くなること、(二)機械の應用盛大なるに従ひ、事業主と作業勞働者との間に利益の分

配に不均衡を來し、工業社會に貧富の懸隔を益、生ぜしめること、(三)人手が不用になつて失業問題を生ぜしめること、(四)また機械工業は婦女幼者の過度勞働を誘起し、家族團圓の幸福を破り、勞働者社會の衛生道德を害すること等の諸點である。然しながら、機械は其の弊よりも其の長所が大なるものであり、且つ其の弊とする所も、機械使用の罪ではなく、機械による生産の社會組織が當を得ぬが爲めであるから、是等に對し適當の救済策を施し、以て生産を助け、經濟の發展を促すべきものである。

四 企業

生産の三要素を集め、自己成算の下に、營利的の生産事業を行ふことを企業と稱することは、第一章にも述べた。企業者として其の經營上注意考慮を要すべき問題は、(一)其の生産費を節省し、又生産額を増加せんために、常に生産要素の結合又は補充に關する適當の方法・時期・場處・數量及び價格を考量し、且つ内部に於ける事業の秩序を保持しなければならぬこと、(二)社會の需要に適應し、他の競争に對抗して販路を維持擴張せんために、其の生産すべき數量・品質及び形狀に關して、社會の趨向を察し、發明・發見及び改良に見聞し、同業者の資力・生産費及び生産額を較査しなければならぬといふこと、(三)産物の價格に於て結局の成功を決せんが爲に、内外

物價の變動差異を調査し、同種及び代用品の供給を計量し、過去に徴し、現在を察し、將來の見込をつけて、産物賣却の時期・場所・數量及び價格を選択しなければならぬこと等である。是等の問題に就ての考量を怠るときは、徒に投機的に走り、其のため單に個人的の損失問題に止まらず、經濟社會一般を攪亂するに至るものであるから、常に周到なる注意を拂ふことが必要である。

(1)大企業と小企業 企業は資本の大小、經營規模の大小により、大企業と小企業とに區別す。大企業は大資本を使用し、多數の勞力者を使用し、機械應用の程度亦大で、大區域の需要に應ずべく、其の生産分量大なるものである。此の大企業者は身體的の勞働に従事せず、主として計畫の任に當り、其の知識・財産・地位等、遙に勞務者の上に位するものである。小企業は大企業とは反對の性質を有するもので、勞力を主とし、多くの場合には、企業家は自ら勞働を兼ね行ひ、少量生産に甘んずるものである。

大企業の長所は、(一)迅速に多量の注文に應ずるを得ること、(二)原料を安價に買入るを得ること、(三)機械及び勞働者の生産工程を大ならしむるを得ること、(四)生産品を安價に賣却するを得ること、(五)盛んに廣告・賣廣めを爲し得ること、(六)随つて社會の生産と消費とを増加し、經濟活動を盛んならしめること等の諸點であつて、(一)業務に熱心なる注意を缺くこと、(二)

價格獨占の傾向あること等は、短所と見るべきものである。而して小企業の長所とする所は、(一) 企業家が業務に勤勉なること、(二) 従業者が製造上の技倆を發揮するに便なること、(三) 生産品の形質等につきて需要者の嗜好に投じ得ること、(四) 事情に應じて容易に事業を伸縮するを得ること等の諸點である。

(2) 公企業と私企業 之は經營主體を標準としての區別である。公企業とは、國家又は公共團體の營む企業で、例へば官營の鐵道・市營の水道・瓦斯電氣事業の如きものである。私企業とは、私人の營む企業で、これに單獨企業と共同企業の別がある。

單獨企業とは、一人の企業者が、其の企業に關する責任を一身に負擔し、企業より生ずる利益損失共に全く其の企業者に歸する事業を意味す。其の長所とするところは、(一) 利己心の發動最も強く、隨つて其の業務を行ふこと最も熱心であること、(二) 他人に制肘せられることなきが故に、迅速機敏なる處置や運動を爲すを得ること等の點であり、其の短所とするところは、(一) 個人の有する身上の能力及び資本の制限に因り、業務の範圍自ら狹隘ならざるを得ざること、(二) 企業者の故障に因る事業の衰頹及び廢滅の憂患あること等である。

五 共同企業

共同企業とは、二人以上結合して、或は資本を合せ、或は勞働を共にし、以て生産に従事し、其の利害に就いて連帶負擔を爲すものである。前に述べた大企業の多くは共同企業である。

共同企業には、其の目的、其の團結の組織方法等の異なるにより、種々の形式がある。商會社・企業同盟・産業組合等はその例である。尙事變になつてから、營團といふものが出現した。商會社は、商行爲を爲すを業とする目的を以て設立した社團で、通例、合名會社・合資會社・株式會社・株式合資會社の四種に分つ。

合名會社とは、各社員が企業に要する勞働と資本とを共同に供出する會社組織で、社員は各員の全財産を以て會社の義務を保障するところの所謂無限責任社員であり、隨つて業務も亦共同經營である。該會社企業は、同一の企業なれども數個の場所に於て特殊の處理を要するが如き場合、或は同一の場所であつても一人の兼備せざる數種の才能を要するが如き場合、或は事業の性質上、普通の雇人に委託すること能はざるが如き場合、或は互に相識れるものが、徳義を重んじて事を爲す場合等に適當である。

合資會社は、企業に要する勞働と資本とを供出する無限責任社員と、唯資本を供出するのみの有限責任社員とを以て組織する。該會社は企業の才幹あれども經營に必要な資本乏しき者と、

資本を有すれども己れ單獨にては企業を爲す能力なき者或は自ら營業に従事することを好まないものが、前記の實際家を深く信用し、相結合して事業を爲すといふ場合に適當である。

(1) 株式會社 株式會社とは、會社の資本金を一定數の株式に分ち、之を所有する者即ち株主の結合によつて組織せられるものである。株式會社の長所は、(一)社員は其の株金のみを以て責任を負ひ、且つ其の株式は容易に之を譲渡することを得るを以て、株式會社の事業と社員の一身とは密接なる關係を有しない。是を以て資本を該會社に放下せんとする者甚だ多く、容易に多額の資本を集め得るといふこと、(二)社會に散在する小額の資本を吸収して巨額の資本を組成し、以て一國の資本を増加し、且つ小額なる資本の所有者をして其の企業より生ずる利益を得しむること、(三)前にあげた會社などに比し、社員の老衰・死亡等一個人の關係に因りて事業に直接の影響を蒙らず、永續性を有すること、(四)會社の性質上、會社の狀況及び其の事業の成績を公表しなければならぬから、世人の信用を受くること自ら厚きこと、(五)業務擔當員に適當なる人物を得るの便宜を有すること等の諸點である。

而して、其の短所と見るべきものは、(一)多數の株主より成立つ結果、意見の一致を缺く場合があり、重要な事件は株主總會の決議を要するの結果として、或仕事に時機を失し敏速を缺く

恐れあること、(二)株主は其の責任株金に止まるが故に、會社に對する注意が十分でなく、且つ株主の多數は會社の業務に通曉しないから、株主總會と云ふものはあつても多くは監督の實を擧ぐるを得ないし、業務擔當者は被傭者の地位に立つ故、業務に對する熱心の度前述の會社などに比し低く、殊に會社の利益を利己心の犠牲に供する恐れあること、(三)社會全般に及ぼす利害觀より見ると、株式の投機買入は社會全般に投機の念慮を誘發助長せしめ、或はまた過剰生産を來して恐慌の因をなすものがある。即ちこの會社は、資本の増加に便なるがため、世上の好景氣に乗じては其の規模を擴張し生産を増加するも、景氣一變需要減少するに及びて規模を縮少すること難く、且つ單獨企業と異なり、利益配當をなさずして事業を進行すること比較的容易なるを以て、生産額は減縮せず、随つて過剰生産を來し、屢、恐慌の原因となるものである。

株式合資會社は、有限責任社員と無限責任社員とより成り、有限責任社員は其の持分を株式に分ち、容易に之を融通することを得ること、恰も株式會社の株式に同じく、無限責任社員は連帶無限の責任を以て會社を代表し、其の業務を執行するの任に當ること恰も株式會社の取締役と合資會社の業務擔當社員との兩資格を兼ねるが如きものである。此の種會社は、合資會社と株式會社との中間に位するもので、或程度に於て双方の長所と短所とを併有する。資本なくして才能あ

るものが資本を得るには便利であるが、組織複雑で不便な點もあり、株式會社の如く株主の権利が大なるものでなく、従つて資本を集める力が小である。

株式會社法の著しく公法化されたものとして、近頃管團といふものが出現した。(例、住宅管團)之は一般株式會社の如く營利を主目的とする法人ではなく、多分に公益性を有つ存在物である。即ち一般の株式會社には期待の出来ない採算の困難な事業を管團によつて經營せしめようとするものであつて、事業の性質上國家は大部分の資本を負擔し、場合によつては國家が單獨に資本を供給するものである。従つて利益の配當なども著しく制限されるわけである。尙運用機構上にも特異性があつて、例へば株主はあつても株主總會といふものはなく、之に代ふるに評議會があり、且つ管團の理事者は官選といふことになつて居る。

(2)企業同盟 企業同盟には、企業聯合(カルテル)・企業合同(トラスト)の二種類がある。企業聯合とは、同じ市場に於て競争する獨立の企業家が、生産並に販賣に付き共同一致の行動を爲すことを約する仕組である。其の内容は、生産額・販賣方法・販路・價格等の協定である。聯合するの目的は、相互の競争を防止することによつて企業利益を増大せんことであるから、(一)同業者の數少くして市場を支配すること容易なる場合、(二)其の生産技術比較的簡單で生産品が

企業家によつて大差なき場合、(三)企業家が比較的狹隘なる地域に集りて生産條件に於て大差なき場合には聯合の成立が容易である。

企業合同とは、同じ市場に於て競争する數多の企業家が、其の獨立の地位を棄て、合して一大企業を爲し、以て其の市場を支配せんとする仕組である。其の目的は、企業聯合と同じく、競争を防止し、企業利益を増大せんとするものである。産業界の獨占形態としては、カルテル及びトラストの他に、コンツェルンといふものがある。例へば親會社を中心として多數の子會社があつて、親會社の意志の下に子會社は支配されるのだが、親會社の最高方針に反しない範圍内で各子會社は相對的の獨立性を以て企業を經營するといふ組織である。

要するに、企業同盟なるものは、聯盟の力によつて同業者間の競争を防止し、企業家の利益を増加せんことを目的とするものであるから、私經營上利益であることは疑ひを容れないが、其の經濟社會に及ぼす影響に至つては、異論のある處である。或者は、此の制度は需要と供給とを調和するのみでなく、競争に基づく濫費を避け、適當なる經營方法を用ふるを以て、生産費を減少し、價格を低減し、労働者にも賃銀を増加する等の利益ありと主張し、これに反し或者は、同盟の勢力は動もすれば濫用に走り、同盟に洩れたる企業家若しくは労働者に迫害を加へ、又は獨占者

として價格を高め、暴利を貪り、以て一般消費者を苦しめ、其の勢ひの甚しき、之が爲に經濟界の秩序を紊亂するの弊なしとしない主張する。蓋し其の制度の利害は俄に之を斷定することとは難く、重要な經濟問題である。

(3)組合企業 以上に述べた機構は、主として大企業家達の間爲されるものであるのに對し、中小商工業者其の他資本力の薄弱な企業者達の間於て、同業者が相互に協同して組合的結合を作り、法律上の保護を受け、企業團體としての勢力によつて、産業の統制、組合員全體の利害を營むものが、所謂組合企業である。

是等同業者の組合には、同業組合のやうに同種の産業に従事する企業者が、營利事業は爲さずして單に消極的に營業上の弊害を防止し、共同利益の増進を目的とするもの、(例、重要物産同業組合・畜産組合・水産組合・蠶絲組合・百貨店組合)或は産業組合のやうに、自治協力的に各種の經濟的事業を行つて組合員の産業又は經濟上の發達を企圖するもの、商業組合・工業組合・貿易組合のやうに右二つの目的を兼有するもの等がある。同業組合は、一般に強制加入の非出資組合であり、協同組合は任意加入の出資組合である。産業組合には信用組合・購買組合・販賣組合・利用組合の四種がある。(一)信用組合は組合員に産業に必要な資金を貸付け、且つ貯金の便宜

を得しむるを目的とするものであり、(二)購買組合は産業及び生活に必要な財貨を購買し之を組合員に賣却分配するを目的とし、(三)販賣組合は組合員の生産物に加工し又は加工せずして共同販賣を爲すを目的とし、(四)利用組合は共同して産業に必要な機械を求め、又は工場等設け、之を使用せんことを目的とするものである。右に擧げた四種の組合は、相互に他の組合の事業を兼營することが出来る。この場合之を兼業組合と稱する。

要するに、産業組合は、組合員の經濟的利益のみでなく、之によつて地方自治の美風を振興するものであると認めらるるところから、我が國に於ても明治三十三年産業組合法を設け、爾來之が保護奨励につとめて居る。今産業組合が受くる便宜の重なるものを擧げて見ると、(一)産業組合には所得税及び營業税が課せられない、(二)産業組合が登記を受けるときは、營利を目的とせざる社團法人と同一の登録税を納める、(三)勸業銀行は無抵當にて定期償還若くは年賦償還の方法に依り貸付を爲す、(四)農工銀行又は拓殖銀行は、五年以内に於て定期償還の方法に依る無抵當貸付を爲す、(五)政府が産業組合より物品を買入れるときは、特に隨意契約の方法に依ること出来る、(六)郵便貯金法には、第三條に預金は最低十錢最高二千圓の制限があるけれども、此の制限は産業組合には適用しないこと等の諸點である。然しながら、其の政府等の保護の厚いの

に乗じ、之が濫用の弊を生ずることなきにしもあらずである。即ち此の組合をして資本ある少数者の利益進捗機關たらしめることである。かくの如き濫用を防止し、眞に精神的の經濟團結たらしめねばならぬ。また組合の經營は、其の資本があまり豊富でなく、又經營者に適材を得難い點に於て、決して容易ではないのであるから、之が經營に關しては細心の注意を拂はねばならぬものである。

第三章 交易經濟

一 財貨の流通及び交易

財貨の生産者より消費者の手に至るまでの經濟経路を經由する出來事を概括して、産物の循環又は流通と稱する。産物循環の經濟行爲は、運送・保存・交換の三種である。交換は權利移轉の法律的經濟行爲であり、運送及び保存は物體移轉の事實的經濟行爲である。

交易とは、交換が逐次連續錯綜して、一定の秩序の下に、移轉取引等の行はれる状態を總括して云ふのである。各個人の經濟生活は、交易によりて相連續し、有無相通じ、相互相利し、以て共同生存の目的を全うするのである。交易の外國に對するものを貿易と云ふ。交易の目的物を貨物(商品)と稱し、貨物の交換交易せられる場所、換言すれば貨物の販路を見出し得べき區域を市場と稱する。同一の市場に於て、同種の貨物を販賣するときは、賣手間買手間に於て競争を發現する。此の如き競争の影響を受けて市場に於て決定せられる物價を市價と稱する。交易即ち市場

取引には、實物交換取引・貨幣交換取引・信用取引の三種がある。

二 價值と價格

一の社會に於ける各種貨物(財貨)の交易割合、即ち交換に由る一物の價值と他物の價值との數量的比例を價格と稱す。現今の經濟は、貨幣が交換の媒介を爲すのであるから、財貨の價格は、之と交換される貨幣の數量で表される、之が代價である。價值とは、俗に稱する値打の義である。經濟物件に對して、吾人の生活上感ずる重要な程度が經濟的價值である。故に物の價值は、人間に認識せられることによつて生ずるもので、物に存するのではない。其の認識せられる效用の大小に正比例し、物の存在高に反比例する。價值には利用價值と交換價值とがある。財を直接に用ひる場合、經濟主體にとつて持つ價值が利用價值(使用價值)であつて、財を間接に用ひる場合、經濟主體に對して有する價值が交換價值である。貨物の交易力、或は貨物の交易の行はれる社會が其の貨物に對して賦與する社會價值、それが交換價值であると云つてもよい。

交換による價值と價值との割合(比例)が、價格と稱せられるものである。即ち交換價值は程度の觀念であり、價格は事實上の數量である。

三 價格の變動

價格の變動を支配する一般原則は、(一)效用の變化、(二)需要供給の増減、(三)生産費の高低、此の三則である。效用の變化とは、一物の品質及び作用に關して起るところの變化で、物能自體の變化である。價格は價值の變化に關係し、價值の變化は、物能自體の變化に關係する。故に價格の變動に物能自體の變化が關係を有するは當然である。例へば、製茶粗悪にして低價となり、羽二重改良せられて高價となり、貨幣の純分損減して爲替相場低下し、土地改良により地代昂騰するが如きそれである。

次に需要供給の増減關係であるが、そも／＼需要とは、人々が或一定の價格にて買はんと欲する財貨の數量である。即ち人々が財貨を得んとする欲望と、之を得るに足る資力、所謂購買力と相伴へるものを云ひ、供給とは人々が或一定の價格にて賣らんと欲する財貨の數量である。即ち市場に於て、或一定の價格を以て賣らるべき分量を云ふのである。今この需要供給と價格との關係を見るのに、需要増加すれば價格騰貴し、需要減少すれば價格下落となり、これに反し供給減少すれば價格騰貴し、供給増加すれば價格下落する。また價格より觀れば、價格騰貴により需要減少、供給増加となり、價格下落により供給減少、需要増加となるものである。以上を稱して價格循環の法則と云ふのである。需要は購買者の數、購買者が購買せんとする量、購買物に對する

購買者の評價、支拂物に對する購買者の評價等によつて變動し、供給は販賣者の數、購買者が購買せんとする量、購買物に對する購買者の評價、支拂物に對する購買者の評價等によつて變動する。

次に生産費と價格との關係であるが、個々の物價は需要供給の理法によつて定まるものであるが、かくて定まりたる價格は、其の財貨を生産するに要する一切の費用、即ち所謂生産費を營に標準として、高低何れにも餘り甚だしく懸隔することを得ざるものである。元來企業家は營利目的で財貨を生産して市場に供給するのであるから、若し財貨の價格が騰貴して甚だしく其の生産費を超過する時は、之を生産する者増加し、随つて供給増加して價格は次第に下落し、之に反し價格が甚だしく生産費を下る時は、生産者減じ、随つて供給減少するが故に、價格は騰貴するに至るからである。この標準となる價格を正常價格と之ひ、市場の景況に由つて騰落する價格を市場價格と稱する。尙茲に云ふ生産費とは、財貨が生産せられた當時に現に要した費用ではなく、評價が行はれる際に生産するものとして之に要する費用である。

以上價格の一般原則は、供給に關する競争の自由なることを條件としての原則で、若し供給に關する競争の自由ならざる場合には、自ら例外なきを得ない。即ち(一)隨意に數量を増加し能はざる財貨、(二)割合に生産費を増加せずして其の數量を増加し得べき財貨、(三)生産費を増加す

るに非れば數量を増加し能はざる財貨等と價格法則との關係これである。隨意に數量を増加し能はざる財貨には、絶對的に其の數量を増加し能はざるもの、數量の増加に自ら制限あるもの、數多の時日を待たざれば其の數量を増加すること能はざるもの、獨占品の如き供給に人為的の制限あるもの等があるが、以上數種の供給制限財貨に於て、需要若し供給より大なるときは、其の平均は需要の減少即ち價格の上騰に因つて之を得られる。此の種財貨の價格の上騰する程度は、其の財貨に對する慾望の強弱、之に代用し得べき財貨の有無等に因るものである。割合に生産費を増加せずして其の數量を増加し得べき財貨の價格は、常に其の生産費に等しからんとするの傾向を有す。生産費一般に増加すれば其の價格も亦騰り、生産費減少すれば其の價格も亦下がる。生産費を増加するに非ざれば數量を増加し能はざる財貨の價格は、最大の生産費を要したる部分の生産費に等しからんとする傾向を有す。此の種類の財貨は、同一の場所に於て無限に生産することは出来ない。其の數量を増加せんとすれば、主として遠隔の土地若くは生産力の少き土地に依らねばならぬ。随つて其の價格は、其の一部分を互に比較するときは、生産費の異同あるに拘らず、右の傾向を有するものである。

四 價格の種別

價格は、之を(一)競争價格及び獨占價格、(二)大取引價格及び小取引價格、(三)物價及び代表價格(爲替價格)の三様に分類することが出来る。競争價格とは、數人の需要者と數人の供給者とあつて、各兩方に起る主觀的價格の競争により決定せられる價格を云ひ、獨占價格とは、當事者の一方數人あるも他の一方は一人であつて、完全なる競争の行はれざる價格を云ふのである。農業品、工業品の大部分は競争價格であり、電氣・瓦斯・鐵道等の如き、或はカルテル・トラストの如き土地又は資本に基づく價格は獨占價格である。大取引價格とは、毎時に巨額の交易を行ふ取引に於て決定する價格であり、小取引價格は、毎時に少額宛の交易を行ふ取引に於て決定する價格である。大取引價格は、割合に低安であり、均一の傾向があるが、小取引の價格は、割合に高く且つ甚しく區々である。然れども、大取引は小取引を目的として行はれ、小取引は大取引の結果に過ぎざるの關係あるを以て、大勢は大取引價格と小取引價格とは互に相牽制するの傾向に在るやうである。

五 物價及び物價の變動

物價は市價とも稱する。個々の財貨と貨幣との交換割合が其の財貨の價格であるが、財貨の價格を其の個々に就いて考へず、多數財貨の價格を全體として考へた場合の概念を物價と稱するのである。即ち一方に財貨の全體を置き、他方に貨幣の總量を置きて考へたる場合の概念である。

物價の變動或は物價の高低とは、この一般財貨と貨幣との交換割合の變動を云ふもので、財貨と交換せらるべき貨幣の數量の増加する場合を物價高しと云ひ、これに反する時は物價低しと稱する。

物價は元來財貨の價格の集成せるものに外ならざるを以て、其の高低は價格の變動と同じく、(1)一方には財貨の品性の高下に從ひ、また財貨に對する一般的需要供給の増減關係によつて高低し、(2)他方には、また貨幣の價格の變動するによつて高低を生ずる。これ即ち物價變動の原因である。貨幣價值の變動するは、また之に對する需要供給の關係による。貨幣の數量増加、即ち通貨膨脹となれば、其の價格下落するが故に、物價は騰貴し、之に反して貨幣の數量減少、即ち通貨收縮となれば、その價格騰貴するが故に、物價は下落する。(3)而して信用の大小、(國內で兌換券・手形・小切手などが盛んに使用されるか否か)、及び貨幣流通速度の増減と同一の結果を生じて、物價に大きな影響を及ぼすものである。好景氣時代に物價が騰貴し、不景氣時代に物價が下落するのはこの理由によるのである。

物價高低の趨勢は、物價指數によつて知ることが出来る。指數が増加すれば物價は騰貴し、減少すれば下落したことになる。物價指數とは、一定の場所に於ける一定の時の一定の商品の價格

の標準を百として、その商品の、その後の価格の高低の割合を定めたものである。即ち多數商品價格の騰落の平均的位置を求め、相互に比較する比例數である。それ故、物價指數は、又貨幣價値の變動を測定する指數であるとも定義すべきである。

六 物價の調節

物價騰貴すれば、一般經濟界に如何なる變動を與へるかと云ふと、(一)利潤の増加、(二)地代・勞賃・利子の騰貴、(三)消費者・債權者の不利、(四)輸入増加、(五)國費の膨張等の結果を致し、これに反し物價下落すれば、(一)利潤の減少、(二)地代・勞賃・利子の下落、(三)消費者債權者の利益、(四)輸出増加、(五)國費の支出收入減少等の結果を生ずる。惟ふに物價は國民生活と密接なる關係を有し、一伸一退、之が自然に調節せられて經濟的活動が進歩してゆくのであるが、物價變動の激甚なることは最も憂慮すべく、これによつて、(一)産業の沸興及び恐慌を頻忽にし、(二)交易は僥倖貪婪の交換となり、(三)投機冒險勢をなして信用は杜絶し、(四)取引は安固を缺き、詐欺錯誤の價格を生じ、(五)一般的には不徳の人性を養ふに至るべく、警戒を要するのである。第一次歐洲大戰當時の我が經濟界の變動の如きこれを如實に物語るものである。當時、(一)輸出超過に基づく正貨の流入増加、(二)正貨流入に伴ふ通貨の膨張、(三)國內市場に於ける貨物

供給の不足、(四)内外市場に於ける需要の増加等の四原因が互に關聯重複し、異常の物價騰貴を來し、其の裏面には憂ふべき事情發生し、これが對策に苦心するところあつた。供給及び配送に關する政策としては、(一)輸入税の輕減又は廢止、(二)輸入の管理又は補償、(三)代用品の奨励、(四)消費の節約、(五)買占賣惜の取締、(六)運賃の割引、(七)公設市場の廉價等を以てし、物價暴騰(インフレーション)を制する對策としては、(一)日銀利子引上、(二)郵便貯金の利上、(三)貯蓄の奨励、(四)政府公債の募集、(五)外債の償還及び外債の應募、(六)對外投資の促進、(七)投機資金の牽制等の諸政策が、當時盛んに唱道せられたことは、今尙國民の記憶に新なるところである。

七 貨幣の本義

市場交易上、貨幣にて見積れる貨物の價値が價格であるとして、貨幣とはそも／＼何であるか。之に定義を下すならば、貨幣とは交易の媒介及び價値の標準たる貨物で、法律に依り強制通用力を有するものであると云ひ得る。故に之を詳説すれば、貨幣の職分は、(一)交易の媒介となること、(二)價格の尺度たること、(三)價格の本位たること、(四)價値移轉の具となること、(五)價値保存の用をなすこと、(六)信用取引の基礎たること等の諸點である。交易の媒介をなすことは、貨幣本來の職分で、例へば獵夫が獲物を貨幣にして米を買ふが如き事である。次に價値の尺度とは、財貨

の價格を定むる單位即ち共通尺度となることで、同一時に於ける諸種の價格を比較計量するの基準を意味し、價格の本位とは、異時の取引に於ける一物の價格を比較計量する基準である。例へば或人が若干の穀物を借り、後に之を返済するに當り、價格の變動せざる或貨財を以て豫め穀物の價格を計算し置き、之に基いて返済の際損益なきやう數量を増減するときは、取引上大いに便利であると云ふ意味である。價值移轉の具とは、贈遺・納税・損害賠償等の如き片務給付に供せられること、及び貨幣以外の貨物を以てしたる貸借の場合と雖も、凡て其の價值を貨幣に見積り、貨幣を以て債務の辨済に充つべき所謂延拂の標準となること等を意味する。

八 通貨の要件

かくの如く、貨幣が經濟社會に於ける經濟價値の象徴として之を通有するといふ意味に於て、之を通貨と稱するのである。貨幣が通貨としての職分遂行上具備すべき條件は二つある。一は貨幣に要する實體上の條件であり、一は貨幣に要する法律上の條件である。實體上の條件とは、(一)それ自身に效用價値を有すること、(二)携帯及び送達に便なること、(三)損耗し難きこと、(四)物質の一樣なること、(五)分割又は併合し得べきこと、(六)價値の變動少なきこと、(七)認識し易きこと等の諸點であり、法律上の條件とは、國家の定むる一定の制度により、其の通用力確實

なることである。此の貨幣流通の確實及び普及を計る爲に、國家の定むる一定の制度を貨幣制度と稱し、貨幣法を以て規定せられてある。

九 貨幣制度

貨幣制度の内容は、本位制度と鑄貨制度である。本位とは、完全なる支拂手段として、無制限に通用すべきものと國家の認許する強制通用力の謂ひである。この本位性を有する貨幣即ち法貨を本位貨幣と稱する。本位貨幣を定めるのに、單本位制・複本位制の二種がある。單本位制とは、本位貨幣を金又は銀の一種金屬に限るものであり、複本位制とは、金銀の二種の金屬を本位として立てるものである。一種の貨幣を本位貨とし、他に別種の金屬より成りて支拂に制限あるところの補助貨を設くるものを合法貨制と稱す。貨幣の製造及び發行權は、政府に專屬し、價格の單位の定め方、品位量目の定め方、流通貨幣磨損の引換のこと、請求に基づく鑄造手数料のこと等、すべて法規を以て定められてある。我が國に於ては、純金を貨幣の本位と定め、その重量二分を以て貨幣價値の單位となし、これを圓と稱す。また金貨幣の品位は、純金九〇〇分・銅一〇〇分の割合である。

一〇 グレシヤムの法則

金本位制をとりて、兩本位制を採らず、且つ貨幣の鑄造を私人に許さざる理由は、グレシヤム

の法則に抵抗してよく其の幣制を固守せんとするが爲である。グレシヤムの法則とは、悪貨は良貨を駆逐すると云ふことである。即ち同じ市場に、同じ通用價格を有する良否兩品質の貨幣並び存するときは、良貨幣は次第に貯藏せられ、鑄潰され、若くは外國に輸出せられて、市場より其の姿を隠し、悪貨幣のみ獨り天下に横行するに至ることである。

一一 紙幣及び銀行券

紙幣は法律上、貨幣の代用を爲す證券で、政府又は政府の命令認可を受けて銀行の發行するものである。紙幣は紙片であつて、實價を有せず、法律的の信用のみで運用されるものではあるが、經濟上財政上其の便益大なるものがあるので、各國とも之が通用を見るのである。紙幣には、兌換紙幣・不換紙幣の二種がある。不換紙幣は、發行者之を貨幣に引換へるの義務なく、國家の付與せる強通力に因り、全く貨幣の如く交易の媒介となり、又價格の標準となるものである。不換紙幣は、政府が財政困難に急迫した場合、非常手段として發行するところのもので、政府をして無利息の公債を得しむると同一である。然し之が發行は、經濟界を攪亂するの恐れあるもので、常態に於ては發行を見ることはない。兌換紙幣は、發行者が、何時にても所持人の要求次第正貨に引換ふべき義務を負ふ有價證券である。兌換紙幣の有利點は、(一)引換の性質を有するより價

格の下落は毫もなく、貨幣と同一に用ひられること、(二)正貨を使用するよりも運搬・貯藏・計數に便なること、(三)引換準備額紙幣の發行額より小なる時は、鑄貨費・保證準備發行額の利息等、貨幣を節約する所以となること、(四)貴金屬の一般利用及び資本の外國投資に利すること、(五)貨幣の磨損を少なからしめること等である。

銀行が貸付割引を爲すに當りて發行する兌換券を銀行券と稱する。銀行券は政府紙幣に比し、流通額の伸縮一入自在なものであつて、現今の信用經濟組織に於ては、必要缺くべからざるものである。然し流通力を有する銀行券は、貨幣と同じく公共的の性質を有するが故に、法律を以て之が發行を規制しなければならぬ。我が國に於ては、中央大銀行たる日本銀行をして之を發行せしめる定めであるが、これは經濟界の狀況に鑑みて、公益の觀念より流通を伸縮することの可能なる點より見て、又恐慌襲來等に對應する信用關係などより見て、然るべきことである。而して其の發行方法に就いても、法令を以て規制せられて居る。

一二 金融と信用

産業經營に必要な資金を融通することを金融と稱する。金融を業務とする銀行の如きものを金融機關と稱する。企業經濟は、全くこの金融によつて成立するものである。而して經濟學上金融

の根本をなすものは、信用である。信用とは、人と人との關係であつて、一方が現今爲すところの財の給付に對し、他方が將來に之が報酬給付(返還)を爲すべき双方間の信託的契約關係である。故に信用は資本でもなく、又資本を作成するものでもない。單に信託に基づく現在と將來との異時交易の條件である。物品と物品との交換、物品と貨幣との交易は、提供と報酬と即時に行はれ、時の隔りなく現在のなるの不便があるから、交易の發達するにつれて、信用交易(信用取引)時代を現出するは自然の順序である。

信用取引の成立には、次の要件が具備しなければならぬ。即ち人的要件として、(一)信用を受ける人に義務を盡くすの能力あること、(二)信用を受ける人に義務を盡くすの意思あること、(三)國民道德の程度高きこと。經濟上の要件として、(一)資本の増殖盛んなること、(二)産業の繁榮なること、(三)商業取引の活潑なること。國法上の要件として、(一)政治上經濟上の自由あること、(二)法律制度の整頓せること等の諸點である。

信用取引の種類は、債務者の種類・負債の目的・債務保證の種類により、之を(一)私信用及び公信用、(二)消費信用及び生産信用、(三)對物信用及び對人信用の三つに分類することが出来る。

私信用と公信用、此の分類は債務者の種類による區別で、私信用とは一人又は私法團體が債

務者たる場合の信用で、之に依つて得たる債務が私債である。組合に於ては組合債、會社に於ては社債と稱す。私信用の基礎は、個人に於ては其の財産及び能力であり、組合及び會社にありては其の財産である。公信用の基礎は、公共財産よりも寧ろ公共の經常收入に在る。私人の財産狀況は其の盛衰常なきも、公共の經常收入は確定的であり、繼續的であるが故に、公信用は私信用よりも確實で且つ長期に堪へ得る。これ公債が私債よりも低利なる所以である。

消費信用と生産信用、此の分類は負債の目的(使途)による區別であつて、消費信用とは舊債の補填又は生計費、享樂費等、常用費の不足を補ふために利用せられる信用であり、生産信用とは其の借財を生産又は營利方便に借用する場合の信用である。消費信用による負債は、特に之がため將來の收入を得るものなきが故に、一般の節約によりて之を償還するの外なきも、之に反して生産信用による負債は、特に之によりて收入を生ずるが故に、其の收入により之が償還を期することが出来る。

對物信用と對人信用、此の分類は債務保證の種類による區別で、對物信用とは、債務者が特別の動産又は不動産を以て擔保とする信用を云ひ、對人信用とは、債務者の人格、全財産、又は全生産能力を信託し、毫も擔保品を出さしめることなくして行はれる信用である。

一三 信用の形式

信用の形式は、(一)口頭約束、(二)取引帳若くは貸借帳簿、(三)信用證券の三種である。口頭約束や帳簿法は、簡単な取引の場合に限るもので、大抵は證券の授受によりて行はれる。信用證券には、公債證券・債券・銀行券・手形・小切手等の種類があつて、一定の金額を表示し、裏書又は引渡に依り他に譲渡し得べき性質のものである。公債は公法團體、債券は私法團體の發行する貸借證券であり、手形は一定の金額の支拂はるべきを記し、指圖式又は無記名式にて發行する信用證券である。指圖式のものゝ裏書に依り、無記名式のものゝ手渡に依り、他に譲渡することが出来る。

手形には爲替手形・約束手形の二種がある。爲替手形とは、手形の振出人(債權者)より支拂人(債務者)に宛て或期限に所定の地に於て、手形面の金額を受取人又は其の指圖人に支拂ふべしとの命令又は依頼を記載したる證券であり、約束手形とは、手形の振出人(債務者)が受取人(債權者)に向ひ、受取人又は其の指圖人に對し一定の金額を所定の地に於て、所定期日に支拂ふべしとの約束を記載する證券である。小切手も手形の一種で、預金其他の方法により、銀行に對して繼續せる信用を有する者が、振出人(債務者)として其の銀行に命令し、名宛人・其の指圖人、若くは切手持參人に券面記載の金額を支拂はしむる一覽拂の證券である。通常、爲替手形又は約束手

形の受取人は、其の定められたる満期日より前に金員を入用とする場合には、手形を銀行に提供し、裏書して權利を譲渡し、期日に至るまでの利子を差引きたる金額を受取るを例とする。之を手形の割引と稱す。

手形は所謂抽象的債務を生ずるものであつて、一度之を發行するときは、手形を作成せる原因の性質又は存否如何は敢て問ふところではない。而して債務不履行の場合に於ては、手形の署名者に對し、所謂手形訴訟なるものを提起することが出来るのであるから、手形に署名するものは其の責任重大である。手形上の債務は極めて嚴格であるから、手形を授受するものは其の法定の手形形式に深く注意すべきである。所謂融通手形は、不渡となること多いものであるから、充分注意を要する。

要するに手形類の流通がよく行はれることは、其の國信用經濟の發達を證するもので、之によつて貨幣を節約し、勞費を省き、危険を減じ、一般に經濟活動を敏活ならしめるものである。

一四 金融機關

金融とは、商工業・農業等の如き、産業經營上の資金を融通することである。而して金融を爲すには、相手方の信用と云ふことが其の成立の最大要件であるから、金融は即ち信用取引と云ふ

ことを意味する。此の信用取引の媒介を爲す機關が金融機關である。即ち經濟生活の進歩に随ひ、金を貸與せんと欲するもの、金を借用せんと欲する者を生じ、また貸借兩者相知るの機會なく、或は支拂能力の鑑別難しく、或は貸借上貨幣の數量・辨濟の時期及び利率に關して兩者の意思全然一致すること難き場合などを生ずる。此の間に立ち、よく媒介、以て冀望の到達を計るのが金融機關である。金融機關あるによつて死藏資金は活用せられて生産營利の事業を盛んにし、安全なる貯蓄が行はれ、その他、送金、一般金銭の受拂上に便益を受けることが出来るのである。而して今日は、金融の範圍が單に國內に止まらず、廣く國際的にまで擴大して居る。

現今發達せる金融機關の第一は銀行であり、其の他に信用組合・信託會社・大藏省預金部、保險會社等がある。銀行には普通銀行と特殊銀行の二種がある。普通銀行は商業銀行とも云ひ、商業上の信用取引の媒介を爲すのを本旨とする。特殊銀行は特別の目的の爲に設けられ、特別法によりて或は保護せられ、或は制限を受けるものである。日本銀行・日本興業銀行・日本勸業銀行・横濱正金銀行・臺灣銀行・朝鮮銀行等之に屬す。

銀行の業務は、之を區別すれば、受信的業務と授信的業務となる。受信的業務とは、(一)預金、(二)銀行券の發行、(三)債券の發行、(四)手形交換等であり、授信的業務とは、(一)貸付、(二)

手形の割引、(三)爲替等である。

信託會社は、一定の手數料を受けて他人の爲に財産を管理し、利殖し、運用するもので、所有者自身の利益を圖ると同時に、其の財産を社會の爲になるやうに運用することによつて、社會公共を利するものである。信託業務の主なるものは、金錢信託である。銀行に其の仕事が似て居るが、銀行は主として商人の爲に短期の融通を計るに對し、之は長期の資金を取扱つて工業家其他の人々に金融上の便益を與へるのが主である。

大藏省預金部は、郵便貯金、其他政府の特別會計の資金などを預つて之を運用することを目的とするものである。

日本銀行は銀行の銀行とも云はれる國家的のもので、其の制度は明治十五年に太政官布告を以て定められたのであるが、時勢の進運に順應して根本的に改正するの必要に迫られ、昭和十七年二月二十四日新に日本銀行法が公布されるに至つた。即ち今後益々國家經濟の總力を適切に發揮するため、政府と表裏一體の關係に立ち、國家の政策に即應して通貨の調節、金融の調整及び信用制度の保持育成の責に任ずると共に、更に進んでは、大東亞共榮圈全體の金融の中心機關としての任務を果し得るやうな制度となつた。

其の組織は、従来の株式組織が改まつて、出資組織による公的性質の強い特殊の法人組織となつた。即ち此の法人は營利のみを目的とする株式會社とは大いに趣を異にし、民法上でいふと財團法人と社團法人の中間に位する一種の公益法人である。資本金は従来の六千萬圓程度が一億圓に増加し、現在の拂込濟金額四千五百萬圓の外に政府が五千五百萬圓を出資することになつた。其の決算は、政府以外の出資者に對しては年五分を最高限度として年四分以上の配當を行ふことにし、剩餘金から此の配當と積立金を差引いた殘額は、全部政府に納付することになり、また銀行が將來萬一缺損を生ずるやうなことがあつても、全部を政府で補填し、必ず年四分の配當はさせることになつた。なほ職員はすべて公務員と看做されるやうになつた。

業務の範圍も一段と擴充され、從來國內商業金融の調整を中心業務として居つたものが、進んで産業金融の調整にも當り得ることになり、日本興業銀行やその他の産業金融を行ふ金融機關が、一時資金に手詰りを來すやうなときに、親銀行としての立場から資金を供給し、或は資本市場が一時梗塞を來すやうなときに、これを緩和する爲に債券を買取つて市場に資金を放出する等のことを行ふものである。尙かくの如き資金の貸出や回收の方法による外、金融市場で、手形・國債・政府の認可を受けた債券類等の賣買を行つて、積極的に金融の調整に當るのである。

また今後廣く大東亞共榮圈内の金融の中心機關としての職責を負はせる爲に、正金銀行や其の他の外國爲替を取扱ふ銀行を相手とし、爲替尻を負擔する爲に外國爲替の賣買を行へ得ることにし、また國際金融取引を行ふのに必要なときには、外國の金融機關に對して出資したり、資金を融通したり、また爲替決済に關する取引をすることが出来ることになつた。また我が國の信用制度を健全に保持し、積極的に育成するに必要な業務を行ふことも出来る。なほ以上の如き種々の業務を行ふ際に、必要に應じて大藏大臣は、銀行其の他の金融機關に對して日本銀行の業務に協力するやうに命令も出来ることになつた。

次に銀行券の發行に就いては、従来の兌換銀行券條例による金本位制度は廢止され、其の發行は金の數量に制限されることは無くなつた。これ通貨は實際上金の保有量とは關係なく、只管經濟界の健全な需要に應ずることを目標として供給され、また其の價値は、廣くあらゆる物資・勞力、其の他一切の經濟力と、此の經濟力を統轄する國家の力、並にこれ等のものに對する内外の信用によつて決められるべきものであるからである。然し日本銀行は、無制限に銀行券を發行し得るといふのではなく、大藏大臣が其の發行限度を定めるものである。尤も場合によつては、大藏大臣の認可を受けて發行限度を超えて銀行券を發行することは出来るのである。

また金本位制度の場合に必要であつた所謂正貨準備といふものはなくなつたが、銀行券の信用を維持する爲に、銀行券の發行高に對して同額の保證を保有しなければならぬ。而して此の保證に充てられる物件は、手形・貸付金・國債・大藏大臣の認可を受けて買入れた債券・外國爲替・地金銀等であつて、保證の價格を定めて大藏大臣の認可を受けるのである。

一五 信用の利弊

以上要するに、信用は、(一)資本の融通を助け、(二)企業を盛んならしめ、(三)生産力を増進し、(四)また貨幣を節約し、(五)勤勉貯蓄の念慮を盛んにし、(六)共同經濟の觀念を進める等の利益がある。然れども、若し之を濫用せんか、(一)不生産的消費を促し、(二)負債・奢侈の惡風を長ぜしめ、(三)また、たとひ生産的なるも投機心を助長誘發し、(四)過剰生産を惹起して恐慌の原因ともなるものである。

一六 商業の意義

生産者と消費者との間に立ち、物資の配給を爲して利益を收めるを以て目的とする業務を一般に商業と稱する。これによつて、品物を場所的にも時間的にもよく適合せしめて其の效用を大きくし、國民生活上の需要と供給とを調節して有無相通すると共に、他方には物價を調節するの作

用をもつものである。更に又之によつて國の發展力を培養し、國富を増進するものである。商業は之を内國商業と外國貿易とに二大別され、内國商業はまた、(一)動産商と不動産商、(二)卸賣商・小賣商(百貨店も含む)及び問屋商(以上を賣買業ともいふ)、(三)居商と行商等に區別し得る。運送業・倉庫業・金融業・保險業などは、補助商業と稱せらる。外國貿易は單に貿易とも云ひ、國と國との財貨交易を爲すことである。

一七 爲替相場の意義

貿易に於ける代金の授受は、各國其の貨幣制度が異なるの結果、頗る複雑な關係を生ずる。爲替相場の如きそれである。爲替相場とは、爲替手形を媒介とする兩國通貨の交易價格である。今日對外輸出入に關する代金の受取又は支拂に就いては、現金の輸送と云ふこともあるが、此の場合、一國の貨幣は他國に於ては貨幣として通用しないから、皆地金の價格によつて行はれる外はない。而かも此の正貨の輸送には、危険と費用とを伴ふものであるから、實際に於ては爲替手形によつて行はれるのである。

即ち外國へ金を支拂ふ場合には、それだけの貨幣を爲替銀行(橫濱正金銀行)へ持參し、その代りに手形を受け、之を郵便で外國へ送る。外國商人が之を受取れば、その手形を正金銀行の外國

支店へ持つてゆき、それだけの代金を受取ることになる。それ故に之を正金銀行の眼から見れば、手形を買ひに来るものと手形を賣りに来るものがあるといふことになり、手形が一個の商品と同様に取扱はれるわけである。而して貨幣制度が各國異つて居るのであるから、手形を買ふといふことは、言ひ換へれば恰も債權國の貨幣を買ひ求めると見ることが出来る。故に手形買買の爲替相場なるものは、兩國貨幣の交換比例であると云つてよい。

かく外國爲替相場は、外國貨幣の價格であるとすれば、兩國の貨幣の本位同じく、兩國間の債權が相平均すれば、爲替相場は兩國貨幣の純分の比に依つて定まらなければならぬ。例へば日本の金貨百圓は米國の五十弗に相當するが如きそれである。此の相場を平價と稱する。爲替相場は此の平價を中心として、僅少な程度で上下するのが普通である。その一定の限度を越える場合には損をするから、誰も爲替を利用せずして正金を輸出又は輸入することになる。此の限度を正貨輸送點又は現送點と稱する。

一八 爲替相場の變動

爲替相場は、爲替的需要供給の關係によつて變動する。爲替的需要とは、一國が國際取引上受取るべき通貨額であり、供給とは一國が國際取引上支拂ふべき通貨額である。貿易其他國際貨

借に於て、債權超過すれば爲替の需要増加し、其の國通貨の爲替相場騰貴すべく、之に反すれば爲替相場は下落する。また債務超過すれば爲替の供給増加し、其の國通貨の爲替相場下落し、之に反すれば爲替相場騰貴するものである。

右の爲替相場騰貴に就いて、爲替需要の増加する原因は、(一)物品輸出超過、(二)外資輸入超過、(三)在留外國人宛仕送金、(四)保険料・手数料・運賃の流入等であり、爲替供給減少する原因は、(一)地金の輸出、(二)金利の騰貴等である。次に爲替相場の下落に就いて、爲替需要減少する原因は、(一)物品輸入超過、(二)資本輸出超過、(三)在外内國人宛送金増加、(四)保険料・運賃等支拂の増加等であり、爲替供給増加の原因は、(一)地金の輸入、(二)金利の下落等である。

以上の如き關係其他の原因によつて、爲替相場は常に上下變動を爲しつゝあるのであるが、前に述べた如く、其の變動の程度は、其の貨幣の純分價格に貨幣の運送料・保険料及び改鑄費等の所謂貨幣生産費を加へた價格を以て最上限度とし、純分價格より生産費を減じたる價格を以て最下限度として變動するのが常である。

要するに自國爲替相場が下落すれば、自國貨幣の對外價值が下落し、先方の貨幣價值が騰貴するわけだから、輸出増、輸入減となる。即ち先方の當方商品購買力増大し、商品の輸出が促進さ

れ、輸入の方は困難になる。随つて輸入生産財が國內で騰貴する。右と反對の場合即ち爲替相場が騰貴すれば、輸入増、輸出減となる。商品のみならず又資本に就いても、自國爲替相場が下落の傾向を辿れば、資本が外國に逃避し、反對の場合は外國の資本が流入する。

爲替相場騰貴の結果、外國支拂費減少し、受取勘定有利となること、之を稱して爲替の順相場と云ふのである。之に反し、爲替相場下落の結果、外國支拂費増加し、支拂勘定に於て不利となることを爲替の逆相場と稱する。

一國の爲替相場、即ちその國の貨幣の對外價值なるものの變動は、其の國の政治上、經濟上、財政上に及ぼすところの影響複雑なるものがあり、茲に於て之に對する國家の統制も自然必要になつて来る。之を稱して爲替管理といふのである。

手形・小切手類及び公債・株券・債券類の如き、法律又は信用の力によりて一時又は永く他物の價格を代表するものを代表價格と稱す。手形・小切手類は、之を發行し及び支拂ふものの信用の消長及び通貨價值の變化によりて其の價格に變動を生ずることは、前述爲替手形の場合の通りであり、公債・株券・債券類の價值は、之により代表せられる資本其のものの價格を以て基礎となすと雖も、之より生ずる収益の多少、及び事業の確實及び希望、國民資力の増減、用途及び販

路の擴大、種類の増減等、需要供給の關係によつて支配せられるものである。

一九 交通機關

交易の手段である運輸や通信に關する其の機關を交通機關と稱する。運輸機關とは、人類又は財貨の運送を目的とするもので、通信機關とは、隔地者間に意志表示を傳達する機關である。運輸機關には、通常の道路・水路・鐵道・航空路等の種類があり、通信機關には、郵便・電信・電話・ラヂヲ等の種類がある。是等の經營に就いても、國家直接爲すもの、公共團體に於て爲すもの、私人の委任經營によるもの等種々である。政治上・國民經濟上・財政上等種々の理由に基づいてかくなつて居るのである。

交通機關の發達は、勞力や資本の移動を容易ならしめて生産を盛んにし、商品の輸送流通を容易にして市場を擴大し、貿易を敏活ならしめ、且つ商品の價格を低廉にする。尙經濟上のみでなく、文化の世界的發達にも影響を與へるものである。それ故に、此の公共性に顧みて經營者も利用者も共に利己的行動を慎み、交通道德の昂揚に努めねばならぬ。

第四章 分配經濟

一 財貨分配の意義

財貨の分配とは、生産せられた財貨が、生産に協力した各經濟階級の間分割せられ、所有せられることを云ひ、之が分配を受ける經濟主體より觀るときは、所得と稱せられる。所得と収入とは意味類似し、而も同一ではない。収入は、單に一定の期間内に經濟行爲を爲す者の所有に歸すと云ふに止り、偶然の一次的収入も之に含まれども、所得は特に確實な源泉があつて、豫期の時期に於て之を收めるといふ性質のものである。

二 所得の種類

所得は種々の標準に依つて分類することが出来る。(一)所得の源泉に依るところの地代・賃金(勞賃)・利子・利潤の區別は、最も普通の立て方である。地代は地主の所得であり、賃金は勞働者の所得、利子は資本主の所得、利潤は企業家の所得である。以上の外所得には、(二)社會所得

と私人所得、(三)總所得と純所得、(四)財産上の所得と勤勞所得、(五)名義上の所得と實際上の所得、等の區別を立て得る。

社會所得とは、一の社會に、一の時期間(通常一年毎に計算す)に於て、社會財産及び勤勞より生ずる所得の總體を意味する。而して社會財産とは、一の時に於て其の社會に現存するところの、利用し得べき有形財の總體を云ふのである。次に私人所得とは、人が財産を所持するに由り又は勞働を爲すによりて、或一定の時期内に、其の所有に歸するところの財の總體である。

總所得とは、所得の總額の意であつて、總所得より生産費を控除したるものを純所得と稱する。企業者の純所得は、製造品販賣の貨幣總額(總所得)より、地代・利子・固定資本の損料・原料の代價・勞賃・保険料等を控除したるものである。勞賃は總所得であると同時に純所得である。純所得より生計の最必要費を控除したるものを自由所得と稱する。自由所得は、租税の眞の根源であり、且つ又國民の富を増加せしめる要素でもある。

財産上の所得とは、地代・利子の如きものであり、勤勞上の所得とは、企業者の所得中其の企業的勤務の報酬に當つべき部分、官吏の俸給、勞賃の如きものである。

名義上の所得は、一に貨幣的所得と云ひ、貨幣にて受取る所得、並に貨幣以外にて受取るもの

と雖も貨幣に見積り得べき額、これを總稱して云ふのである。次に實際上の所得とは、實物所得、或は貨幣にて受取る所得にして購買し得べき實物の總量を指して云ふのである。經濟事業以外の事業の利得、その事業に勤勞を提供する者の受ける給料等は、之を派生所得と稱す。この分配の行はれるによつて、一般文化は進歩するのである。

以上之を概括するに、分配所得は各生産要素間に公平に行はれるといふことを以つて、經濟生活の根本とすべきであつて、若し然らざれば、階級間に利害の衝突を來し、生活の不安を醸成せざるを得ない。現時の社會問題なるものも、要するに、主として富の分配に關する社會問題であると認めてよい。此の社會問題を解決する爲た、國家によつて行はれる政策が社會政策である。

三 賃金の意義

賃金は廣義に解すれば、他人の爲に爲したる勞働に對し受くる報酬であるが、狹義に於ては、雇傭的勞働者が、契約に基づいて企業家から受ける報酬を意味する。國民經濟上重要なのは、此の狹義の賃金問題である。

賃金には、又名義的賃金・實際的賃金の區別がある。名義上の賃金は、定額の通貨的賃金を指し、實際的賃金は、通貨的賃金を以て購買し得べき衣食住の實物を稱す。此の區別は、進歩せる

産業地の勞賃と幼稚なる産業地の勞賃とを比較し、又は既往某年の勞賃と今日の勞賃との實質力を比較する上に於て、或は一般物價の高低による名義的賃金の増減と實際的賃金との關係などを考ふる上に於て必要な經濟事項である

四 賃金制度

賃金制度は、支拂の標準に依り、時間拂制度と出來高拂制度とに分つことが出来る。前者は、企業家が勞働の時間數を標準として、契約に従つて勞働者に一定の賃金を支拂ふものであり、後者は、勞働者の爲した仕事の出來高に應じて、一定の賃金を支拂ふの制度である。

右兩方法は、勞働の種類により、其の適否優劣がある。概して云へば、前者は、契約の條件簡單であつて、誤解を生ずることはないが、勞働者が怠慢に陥り易く、後者は監督を爲すを要せずして、その費用が省けるけれども、製品の粗悪・勞働過度の弊等を伴ひ易い。時間拂は、生産の性質として、多數勞働者が相集つて之に働き、而も各勞働者の成績を明らかに區別し難いもの、即ち勤惰の監督を要する工場工業等に實行される。出來高拂の方は、生産の性質として、各勞働者が分れて生産することが出来る場合であるが、少くとも各勞働者の爲したところが明らかに區別することが出来る場合に實行することが可能である。

現今勞働報酬に關しては、以上の如き賃金制度の外に、賞與・利潤分配等の制度が發生して居る。勞働者の希望するところは、賃金の多からんことであり、企業家の希望するところは、賃金の少からんことであつて、兩者の利害が相調和しないやうであるけれども、企業家の眞に希望するところは、賃金の多少よりは、生産費の節減・利潤の増加にあるが故に、勞働者に比較的多くの報酬を與へたとて、其の目的に副ふならば之を辭するものではない。茲に於て、賞與制度・利潤分配制度が發生するに至つたものである。

賞與制度とは、仕事に對する勤勉の程度、機械使用の如何、原料節約の程度、生産品の優劣程度等一定の標準に従ひ、企業家の意思によつて勞働者に賞與を與ふるものであり、利潤分配制度とは、賞與制度を更に一步進めたもので、企業家が利潤を獨占せず、契約に因つて、勞働者に對しても、一定の標準に基づき企業利益の一部分を分配するものである。

五 賃金の高低

一般賃金の高低は、勞力に對する需要供給との關係、及び其の國の生活程度によつて定まるものである。勞力の供給需要に超ゆるるとき賃金下落し、需要が供給に超ゆるときは賃金は騰貴する。勞働の需要はつまり企業熱の如何によるもので、企業熱が盛んで、既存企業の生産擴張が行はれ、

又新企業の勃興するときは、勞働の需要多く、従つて賃金を高めしめるものである。之に反し、企業熱の衰へたときは、勞働の需要も無くなり、従つて賃金の低下を見るに至るのである。勞働の供給は、人口即ち勞働者の數、勞力の堪能、勞働時間の長短等によりて決定される。

其の國の生活程度も、亦其の國の賃金の一般歩合を決定するものである。賃金は、勞働者の由つて以て生活する基礎であるから、賃金の最低限は、其の國の生活費用であらねばならぬ。其の國の生活程度高ければ、其の國の生活費用も高く、之に反し、其の國の生活の程度低ければ、其の國の生活の費用も低からざるを得ない。生活の費用の多少に依つて賃金も亦高低するは、疑を容れないところである。

而して一般賃金の最小限は、勞働者の生計程度に由りて決定せられるものであり、其の最大限は、勞力の結果たる生産物の價值によりて決定せられるものであつて、賃金は常に此の間を動搖するものである。

以上は一般的に賃銀の高低原因を述べたのであるが、賃金はまた職業の相異等特別の原因によつて比較高低を生ずる。即ち(1)習練の難易、(2)其の職業に對する人の好不好、(3)其の職業の永續不永續、(4)信任の淺深、(5)成功見込の多少等これである。

六 賃金労働問題

賃金は労働者が由つて以て生活する基であるから、賃金の高低は實に労働問題の骨子をなすものである。そも／＼貧富懸隔の現象は、近年に至つて起つたものではない。今日、労働者の生活状態なども、之を往昔に比較せば著しく上進して居るのである。然るに労働問題が近年に至つて起つて來たといふ原因は、(一)労働者の資本家に對する位置が著しく變化し、全く契約に基づく利益關係のみで、兩者情誼關係の拘すべきものがなくなつたこと、(二)労働者が其の位置が企業家に比し著しく劣れることを自覺するに至つたこと、(三)唯物主義・社會主義が、近代思潮を支配するに至つたこと等の事情であると思はれる。

而して労働者は、生活上、産業上、社會上その地位の向上を圖らんが爲に、労働組合を組織し、相互の共濟・職業紹介・集合協約の締結・同盟罷業・不買同盟・怠業等、自助的の労働運動を起して問題が複雑化して來たので、國家としても労働保護立法・労働保險・労働教育等の施設によつて労働者の保護手段を講ずるに至つた。これを労働政策と稱する。此の政策は今日國際的に研究協定して實施するまでに進歩したのである。

七 地代の意義

地代とは、土地の所有者が之を他人に貸して利用せしめることによりて、利用者より受けるところの報酬である。地代は、之を農業地代と農業以外の地代に區別し得る。農業地代は、土地利用者が、農業利益の一部を地主に配當する分け前であるから、當事者が地代契約を結ぶ際には、農業利益の如何が地代を決める自然の標準となる。其の土地の生産力が大であり、生産品の運輸に便利であり、當時農産物の價格が高く、土地使用の需要が大なる場合に於て地代は一般に高いものであり、これに反する場合は低いものである。耕作地として最も利益の薄い土地の貸附より生ずる最低限度の地代、之を限界地代と稱するが、之を基低として、それより順次利益が多くなる土地ほど順次高き地代が配當されるものである。これを稱して競争地代の原則といふのである。然しながら、實際に當つては、地代決定に就いて利害關係が一致せざる場合が生ずるものであつて、彼の小作爭議の如きは即ちそれである。

次に農業以外の土地の地代は、生産力が主ではなく、交通上の便否から見た其の土地の位置によつて決定されるものである。都會地に於ける地代の如きはそれであつて、之を獨占地代と稱する。現今の時勢は、人口の増加、資本の増加、生産方法の改良等の爲に、地代は自然騰貴の傾向を示すものである。地代収益が、此の如く社會の發達により自然的に増加するにつれて土地の價

格も亦騰貴してゆくことは事實である。地代の自然的増加による所得を不勞所得と稱する。

八 利子の意義

利子とは、資本の所有者が、之を他人に貸與することによつて、收受する報酬である。利子には資本別により夫々特別の名がある。固定資本に對する利子は貸借料と稱し、流動資本に對する利子は借料と云ひ、通貨資本に對する利子は金利と稱す。俗に利子と云ふときは、金利を指す。資本に對する利子の歩合を利率と稱す。

企業者に貸附ける資本の利子は、貸附利子と稱するが、銀行などの金融業者から、産業・商業等の資本企業者に融通する資本の利子はそれである。また金融業者が、預金に對して支拂ふ利子を預金利子と稱する。

利率は(一)主として資本の需要供給の關係、通貨の變動等によりて高低變動するものであるが、其他、(二)當事者間の社會的・道德的關係、(三)貸借期限の長短、(四)貸借に伴ふ危険の大小有無、(五)當事者の金融市場に對する知識の程度、(六)資金放下の便否等の諸原因によつて差等を生ずる。一般に利子は、經濟思想の發達、法律制度の完備等により、貸借に供せられる資本が次第に増加する爲、自然に低落の傾向がある。利子低落の傾向は、生産を擴張し、勞賃を騰貴せしめ、

貯蓄を奨励し、勤勞を勧め、財貨分配の甚だしき不平均を矯正する等、社會的にも個人的にも概して良好の結果を與へるものである。

九 利潤の意義

企業より生ずる所得、即ち企業利益を利潤と稱する。企業者が生産物を賣りて得たる總收入より、地代・利子・賃銀・減損せる資財の代價・租税・原料運搬費、其の他經營に要した經費の總額を差引いた殘留が企業利益である。企業利益の中から、企業經營の業務擔當者其の他に利益を分配するときは、それ等を差引いた殘額が利潤の額となるのである。

企業の成敗、利潤の相違は、企業者の才能、競争者の多少、危険負擔の程度、時運の如何等に因るものである。企業上の才能卓越するものは、或は器械を發明し、或は企業經營の方法を改良し、或は原料買入に工夫し、以て生産費の減少を圖り、他の一方に於ては、或は販路を擴張し、或は時運に巧みに投じて巨利を博する。殊に其の獨創を發揮するに於ては、提供獨占の好地位を占めるに至り、其の利潤頗る大なるものがある。企業がかくの如き性質のものなるが故に、動もすれば故意の手段を以て暴利を貪らんとする場合も少くはない。これ等に對しては、國家の取締を必要とするものである。また近來は、資本企業の利潤收受を無制限ならしめることは、富の社

會的分配上に公正を缺くを以て、或程度以上の利潤に關しては、國家に對して相當の報償を提供せしめるがよいといふ思想を生むに至つた。然し利潤は、社會の進歩、經濟の進歩によりて、各地間に於ても、各種企業間に於ても、相平均し來り、また一般的に見て次第に減少の傾向にあると認められるのであつて、企業家の所得も昔日の如き巨大は將來望み難いことである。

第五章 消費經濟

一 財貨消費の意義

財貨の消費とは、財貨をして一定の效能を發揮せしめ、以て生の目的を遂げることである。消費は經濟の終局である。生産された物資は、消費されて始めて其の意義を發揮する。生産も、配給も、金融も、結局消費せんが爲の道程である。

消費は、目的の相違によつて、散費及び投資の二種に別たれる。前者は或る生活目的の爲に財貨の效能を終局的に消滅せしめることであり、後者は或財貨の效能を新に作るべき財貨の中に投じて、新しい效能に轉化せしめることで、一面に於て生産である。それ故に、消費上の問題と云へば、再び物として再現するものでない此の散費の問題である。

二 消費の法則

消費に關しては、共同・調和・變化・利用等の經濟法則を守らねばならぬ。其の所以は、消費

の要求が増加するも、悉くこれに應じ得るだけの生産が困難なるが故である。經濟上より見れば、各人が人としての生存を保全する爲に必要な消費は、凡て重要なものと認められ、その外に生活の便宜に過ぎない消費も、大多數の人々が普通に享受し得られる程度のもは、必要消費に次いで重要なものと云つてよい。然しながら、それ等と異なり、生活の便宜たることは明らかであつても、その爲にする財貨の消費が、國民の多數者を犠牲として少數者の享樂に供へられ、國民經濟を脅かすやうな場合は、すでに奢侈的消費であるから、之を慎まねばならぬ。人間の生活は、共同生活としてのみ存するといふことを忘れてはならぬ。共同生活の線に沿うて消費生活も爲すべきである。これが國民消費生活の公正といふものである。

三 消費の公私

消費の目的は、私人と國家とによりて著しく相違する。私人の消費目的は、家庭に於て生活を營むことと、世間の中にて一定の職業に勤めることとにある。これに反して、國家の消費目的は、専ら國民の共同目的を遂げる爲であつて、公共需要は、國防・保安・衛生・教育等の國家經營に現れ、一部は私人の職業需要と共通であるが、多くは私人の生活需要に存しない全く特殊なものである。私人の消費需要と國家の消費需要とは、各、其目的を異にするから、一概に孰れが重いと

も云へない。唯公共需要は、凡での國民が關與するものであるから、これを妨げるやうな私人の消費目的は拒斥されなければならぬ。

四 消費と生産

消費と生産とは密接な關係を有し、生産は消費の必要條件であると同時に、消費は亦生産の必要條件である。故に社會經濟の發達上、消費と生産とは、常に權衡を維持し、同一の步調を保つ必要がある、又常に消費と生産とは、均衡を維持せんとするの傾向がある。

然しながら、消費と生産の均衡維持といふことは、全般的に述べたことであつて、國內生産の大部分が、私人の資本企業に依つて行はれる時代に於ては、特別的及び一時的の不均衡が發生せざるを得ない。彼の過剰生産と稱する現象はそれである。即ち生産過剰は、生産者が無謀な激烈の競争を試みるか、或は非常事變に伴うて急に世間の需要が激減せるときに起るのである。此の場合に、生産者は資本を回収し得ないで、倒産することがある。かかる企業の破綻が續出するときは、經濟界は混亂に陥る、この状態を恐慌と稱する。一度恐慌が起ると、所謂不景氣時代となるのである。恐慌の豫防策としては、國家の統制によりて常に有害の消費を制し、無理の生産並に信用の濫用を抑へ、以て生産と消費との均衡を維持することを怠らないことが根本であり、既

に恐慌の端緒を見たときは、成るべく其の波及を防がん爲に、同業相協力せしめ、又國家の力によりて正貨の回収を力め、豫め割引及び利子歩合を引上げる等、時宜の方策をとるを要する。かくして再び景氣は恢復するのである。

五 消費と人口

消費は人口の増加と密接な關係がある。人口が増加すれば、他方文化の進歩と經濟の發達に伴ふ生活程度の上進と相俟つて、消費は多大とならざるを得ない。英人マルサス氏は、食料と人口との關係に就いて、「人口増殖の力は、その食料を生産する土地の力より遙かに大で、人口は幾何級數的に増加するに反し、食料は算術級數的に増加するに過ぎない。故に之を抑制する原因がなければ、人口と食料との間には、大不調和を來すに至るであらう。」と論じて居る。これが有名なマルサスの人口論である。數字的の比例は別として、食料の増加が人口の増加に伴はない傾向のあることは事實である。此の消費と人口との關係、換言すれば人口と食料との適合如何は、殊に我が國としても現下の重大問題である。國家は適切な食料増産政策をとり、移殖民を奨励し、商工業を促進し、消費を節約して、この缺陷を補はねばならぬ。

六 消費と所得

消費は所得を通じて行はれるのが原則である。従つて國民消費の状態を知るには、先づ國所得の状態を知らねばならぬ。昭和五年の内閣調査では、國民の所得は百六億圓で、此の中から他の人の所得の中から流出したものを差引いて八十六億圓である。これが國民一ヶ年の消費力である。収益源泉別に見た國民所得は、工業が最も多く、全體の三三%を占め、之に次ぐのが農業商業の順である。有業者一人當りは、鑛業の千圓が最高で、農業の百三十四圓が最低である。昭和十二年の國民消費力は、百七十八億圓で、十四年は二百十億圓となつて居る。然し此の間、國家財政は膨脹の一途を辿つて居るので、それだけ國民消費力が減ぜられて居ると見られる。結局國民の眞の消費力は九十億圓程度である。

又國民所得を社會階級別に、即ち資本家・地主・労働者・株主・重役等の別に従つて調査して見ると、半ば推定的の統計であるが、比較的多いのは大地主・大商人・重役・大株主・大金持等である。一般的に見て、年五千圓以上の所得者は、大所得者の部類に入る。是等人々の消費生活が如何であるか。庶民階級の生活状態と比較して如何であるか。大いに考究すべき問題である。萬民各、所を得て生を全うするといふ國體の本義に照し、消費經濟道德の昂揚を叫ばねばならぬ。

第六章 經濟政策

一 經濟政策の意義

經濟政策とは、國家が國民經濟の完全なる發達を圖らんが爲に、直接其の國の産業及び商業に對して行ふ立法的行政的手段による實際的の統制施設を總稱したものである。此の意味に於て、國家が其の國産業及び商業に對して或る施設を爲さうとするに當つては、單に一部の個人の利害や、階級の利害や、地方經濟の利害如何等の立脚點から之を爲してはならぬ。常に一體としての國民經濟全體の上に、如何なる影響を與へるかを深く考究して決定しなければならぬ。

二 我が國の産業及び貿易

今、經濟政策の一般を説くに當り、我が國産業及び貿易の實情につき一瞥を與へるの必要があると思ふので、其の概要を茲に述べる。

先づ農業に就いて見る。我が國の農業は、現在國民の四八%を占めて居るばかりでなく、國民

食料の殆ど全部と、工業原料品や、低廉な勞働人口を供給し、又健全な壯丁を多數送り出して來た點に於て、日本經濟の基礎であり、日本國家の最も重要な基礎である。

我が國の人口増加率は非常なもので、明治五年に三千三百萬と稱された人口が、今日は一億と稱されるに至つた。然るに内地耕地面積は全土の一割七分に過ぎず、耕地面積に對する人口密度千百二十人。農家一戸宛を見ると、昭和十二年末に於て全農家の三三・八%は其の所有五反歩未満で、五反以上一町歩未満は三四・二%、三町以上の耕作者は三・六%に過ぎない。従つて小作農が割合に多く、昭和六年の統計では、自作農五三%に對し小作農は四七%の割合である。

農産物も米麥等の食用生産物や繭が主で、其の食糧品も不足がちで、毎年多額の輸入を仰ぐ始末である。農産性の工業原料も殆ど全部輸入に待つ有様、棉花と羊毛の輸入だけでも年八・九億圓に及んで居る。又集約農業を營む關係上、肥料の多額を要し、毎年の輸入額も相當大きい。かくの如き耕地状態であるから、農業經營も可なりに困難で、農家經濟状態は甚だ悪く、年々負債額の増加を示し、昭和十一年に於ては、全國四十一億、一戸當七百二十圓といふ數を示して居る。要するに我が國の農業は、次の如き特性を有つて居る。(一)僅少な耕地面積中に多數の人口を包養すること、(二)地價高く、經濟弱小で、極度の集約農業なること、(三)大體に於て獨立の小

農多く、又自作農よりも小作農が割合に多いこと、(四)水田農業發達し、又傾斜地の耕地多きこと等よりして、畜力・器械力を利用すること少く、従つて水利問題の重要なこと、(五)農業經營費に對して農業總收入の僅少なこと、(六)即ち肥料其他の商品購入や、租税や、小作料や、負債利子等、其の支出が相當に多額であること、(七)小作料高率に因る小作問題の深刻なこと等の諸點である。従つて我が農村經濟政策は、此の特殊性に鑑みて樹立しなければならぬわけである。

次に工業の實情は如何かと云ふに、一般に産業の工業化を圖るには、(一)原料を得ること、(二)勞働力を得ること、(三)販路を得ること、此の三要素が必要であるが、我が國の實情は、從來天然の工業資源乏しく、勞働力は高價であり、販路の擴張また思はしからざるの有様である。然し明治より大正にかけて躍進的發展を遂げ、特に工場工業が盛んになつた。纖維工業、化學工業、電氣工業、食料品工業など見るべきもの多く、歐米諸國の壘を摩するに至つた。かく近代工業が長足の進歩をなしたのは、研究設備の充實、發明發見の奨励指導、工場經營の合理化、國民の忠實勤勉等が素因をなして居る。將來大陸に南方に天然資源を求める國策を立てると共に、一方科學の研究によつて人工資源を開發せねばならぬ。

次に外國貿易の狀況は如何であるかと云ふと、歐洲大戰當時は一時好調を呈したるも、大正八

年頃より漸次衰運に傾き、昭和年度に入りても年々五、六千萬圓の支拂超過である。近年貿易の均衡回復し來り、十四年度には輸出超過八億五百四十萬圓を示した。然し之は圓ブロック輸出の増大に負ふところが多い。この出超は、大部分滿支の經濟建設と軍事上の必要から、我が國から供給したもので、所謂外貨の獲得にはならぬ。

輸出の主なるものは、以前は生絲・絹織物・綿糸・織物の四種で、總輸出の六、七割を占めて居つたが、昭和八年五割程度となり、人絹・毛織物の進出が目立つて來た。又食料品・水産物・小麥粉・陶器・紙・木材・玩具・電球などの輸出増進し、特に器械器具・車輛・藥品類等重工業的の進歩の兆がある。

輸入の方は、棉花が第一で、豆類・羊毛・石炭・ゴム・バルブ等が主なるものである。輸入總額の五、六割は工業原料で、之に次ぐものは半製品である。棉花は内四割を國內用品、六割を輸出用品の製造に使用して居る。支那事變以來は、國內用品原料としての棉花の輸入は殆ど禁止の有様で、羊毛・バルブも輸入制限を受けて居る。

三 農業政策

農業政策上の問題としては、(一)小作料の問題、自作農の保護奨励の問題、(二)農家公課の間

題、(三)農村金融の問題、(四)生産品配給制度の問題、(五)農産物價格の問題(米、藪價調節)、(六)産業組合の問題等が主なる問題である。

先づ第一に公課の問題であるが、地租の方は負擔漸減の方策がとられ、昭和八年度豫算に於ては、地租は經常收入に對し一〇%にも及ばないのである。然し今農民の苦しんで居るのは、地租よりも地方税の負擔である。年々所得は減少する一方なるに税金は減少しない。殊に戸數割の如き増加の一途を辿るのみである。實に農村財政の救済策は最も重大な問題である。

次は農村金融の問題である。農村の負債は年々増加するばかりで、農工銀行・勸業銀行・信用組合等に負債が集積して居る。之は主として農業的負債の増加である。現在政府は大藏省預金部資金及び簡易生命保險積立金を農業金融界に低利を以て供給して居る。其の他農工銀行補助法の設立、産業組合中央金庫管理などの方法もとられて居る。

次は小作料の問題である。小作地が全農地の約半分を占め、小作料が農業生産費の重要な部分を占めて居る状況の下にあつては、小作料の如何は、農業經營並に農業生産力の維持擴充、農産物及び農地の價格にまで影響を及ぼし、現下銃後農民の生活安定問題に關係するところが頗る多い。そこで小作料を國家が統制する必要がある、かくして小作料統制令が制定されたのである。

此の法令には、基準小作料、小作料の引上許可及び引下命令、適正小作料、脱法行爲の禁止等の諸件が設定されてある。

次は産業組合の問題である。産業組合は、同じ土地に居住する中産以下の人々が團結して、その經濟を向上させる事を目的とするもので、農政上大切な機關である。従つてこれが發達助成は、國家の重要な農業政策であらねばならぬ。

四 工業政策

工業政策としては、(一)補助金の下附、租税の免除又は輕減、保護關稅の設定、模範工場の設定、産業組合の普及の如き工業保護獎勵策、(二)工業検査制度の施行(例、生絲・羽二重・花莖)、(三)工業教育の普及、(四)特許權・意匠權・實用新案權・商標權の如き工業所有權の保護等であるが、(五)勞働保護法即ち工場法・勞働保險法・爭議調停法・勞働組合法等の制定、職業紹介所、失業救済等の所謂社會政策的施設も、工業發達と密接な關係があることは云ふまでもない。

五 商業政策

商業政策には、對内商業政策と對外商業政策の二方面がある。内國商業政策としては、商工會議所の設立公認、(商工會議所は商業全體の代表的機關で、商工業に關する調査、行政官廳への建

議、紛議の調停、各種振興施設等を爲す法人である。)、商業教育、商慣習の改良、商業信用制の保全、商事會社の法律的規制、中小商業の保護、百貨店税、商品販賣の取締、社會的施設として商店員の保護、商店法の制定、市場政策として中央卸賣市場政策、獨占弊害除去策、取引所政策等が擧げられる。

内國商業に對しては、從來國家は大體干渉を避け自由主義を取つて居つたが、事變經濟の強化は、價格統制、配給統制等法制化し、自由主義より統制政策に専ら轉向した。

六 貿易政策

外國貿易に對する政策上の主義としては、自由貿易及び保護貿易の兩主義がある。自由貿易主義とは、國家の干渉制限を避け、之を各人の便宜に委ね、自由に外國と貿易を營ましめるといふ主義であり、保護貿易とは、輸入外國品に重税を賦課し、若くは内國品に補助金又は特別の便宜を與へ、以て國內産業を興し、對外的經濟的發展を圖らんとする主義である。保護貿易説を種別すると、經濟上の目的に出づる保護主義と政治上の目的に出づる保護主義との二つとなる。經濟上の目的に出づる保護主義は、更に之を一般保護干渉主義(重商主義)、特殊商工業保護主義、農業上の保護主義に區別される。

重商主義は、輸入品の抑制禁止に力を用ひ、輸出を輸入に超過せしめて以て金銀の輸入超過を誘致せんとするものであり、特殊商工業保護主義とは、自國に有利な事業で、將來有望のものであれば、現在は發展して居らなくても今日保護の爲多くの出費を要しても宜しいと云ふ趣旨で保護せんとするものであり、農業上の保護主義とは、農業保護のために保護貿易を主張するもので、穀物條例・農産物輸入税増加等の施設を以てせんとするものである。次に政治上の目的に出づる保護主義とは、國家的觀念より其の國の獨立の體面を保たんが爲にするもので、必しも經濟上の不利を問はない。例へば軍器賣却禁止・自國船舶に外人雇入禁止の法規の如き、兵器彈藥の自國製造の如きそれである。

自由貿易主義の論據の主なる點は、(一)貿易を自由にすれば、各種の産業は其の生産條件の最も有利なる國に發達するから、國際分業の利益を收め、資本労働を最も有効に活用せしむるを得ること、(二)自由貿易は消費者の利益と一致する。即ち消費者は内外何れの品たるかを問はず、品質の優良にして價格の低廉なるものを求むるを得ること、(三)自由貿易は競争を激烈ならしめ、生産技術及び企業經營の改良を促がす、(四)自由貿易は、國際平和を確保し、保護貿易の如く屢、關稅戰爭を起したり、輸出の減退を來すやうなことはないこと。以上の如き諸項である。

保護貿易主義の論據とする所は、(一)保護貿易は幼稚な工業を發達せしめるのに必要であること、(二)國內に種々な生産業を成立せしめるの利益あること、(三)内國の商業を盛ならしめること、(四)自由貿易主義によつて、或種の生産を全然他國に依頼するは、國家の獨立上危険であること等の諸點である。

以上兩主義の利害は、國によりまた時代によつて異なるもので、一概に論ずることは出來ぬが、然し何れの國と雖も、國內産業を振興し、自國のみの自給自足に満足せず、廣く生産品の世界的販路を擴張せんとする考は同様である。此の意味に於て、適當の保護政策を採り、自國の經濟的實力を養成することは必要である。

對外商業政策の主なるものを擧げて見ると、(一)關稅制度を設けて國內市場を自國商品の爲に留保すること、(二)通商條約を締結して自國商品の爲に外國市場を確保すること、(三)自由港・保税倉庫を設けて通過商業の發達を計ること、(四)輸出獎勵金・戻税を下付して輸出の増加を計ること、(五)外國市場に於て、内地市場にて賣買取引をなす正常な價格よりも特に低廉な價格を以て販賣する所謂ダンピング(投機)を取締ること、(六)其他輸出商品検査所・見本市・商品陳列所・博覽會・商務官の派遣・商事案内・輸出同業組合・商業會議所等の諸施設を以て、輸出入

易の發展に努力すること等である。

戰時貿易對策としては、(一)外國爲替の統制により、外國爲替取引を制限禁止し、それによつて必要原料の輸入を容易ならしめ、資本の外國逃避を防止すること、(二)輸出入リンク制度を創設して製品の輸出に對應して原料の輸入を許可し、以て輸出の振興を策すること、(三)貿易組合法に基づいて貿易商を組合化すること、(四)輸出品原料會社及び輸出統制會社を創設し、輸出品原料の確保並に輸出統制の強化を圖ること、(五)輸出品の國內使用禁止、(六)輸出品製造資金前貸損失補償制の設定等である。

我が國は重要經濟資源に乏しいので、東亞諸國との經濟ブロックを構成することによつて、國力の充實を圖ることが必要である。その爲には、滿洲國の經濟建設にも極力盡くさねばならず、又支那の産業開發にも積極的に乗出さなければならぬ。又日滿支の通貨關係の合理化、即ち所謂圓貨ブロックを形造ることも必要である。然し最も重要なことは、大東亞諸國間の貿易、殊に日滿支間の緊密一體化新經濟體制に基づく物資の交流政策である。以上の方策によつて、大東亞共榮圈の經濟建設が確立されるのである。

第七章 財務經理

一 財務經理の意義

各箇經濟が財貨の分配を受けるときは、これに續いて財務の經理を始める。即ち分配された所得の運用を講じて、各自それらの生活を遂げる。此の状態を稱して財務の經理と云ふのである。而して經理の主體が各私人であるとき、之を私經濟或は家計と稱し、其の主體が國家又は公共團體なるときは、之を公經濟或は財政と稱する。

二 家計の問題

家計に於ける財務整理の内容は、大凡支出・収入・治産の三つに區別して考へられる。治産とは、支出と収入との調整を圖り、負債を整理し、資産を残すことである。財務經理の形式即ち會計の仕方は、概ね一年を期間として、豫算・現計・決算の三段に分れる。豫算は經理の計畫であり、現計は實行であり、決算は實行した經理の成績である。この會計が細密であり、秩序正しきことが肝要である。

が肝要である。

家計の支出は生活費を主とし、職業費が從となり、外に租税などの公共費が加へられる。生活費中には、伸縮の餘地少なき必要支出と、収入の増減に伴なうて伸縮し得る便宜支出とが含まれる。便宜支出に節度を守り浪費を斥けることが、家計上大切である。所得多きものほど便宜支出の割合大となる傾きがある。

家計の収入には、勤勞収入と財産収入との別がある。勤勞所得によつて家計を立てる者は、家計を安定せしむる上に於て、貯蓄が特に重要である。貯蓄の方法としては、非常準備として或程度の貯金を持つ外は、保険及び年金の仕組による貯蓄が適當である。

財貨の分配を公正ならしめることは、家計に苦しむ者を少なくする所以であるから、國家は常に分配の問題に留意すると同時に、また家計を安易ならしめる合理的な家計政策をとることが必要である。即ち支出に關しては、支出の節約・生活費の輕減を講じ、収入に關しては、多からぬ勤勞所得を受ける者の爲に収入を確實に取得せしめ、且つ有益に用ひさせるやうな制度を設けるがよい。治産に關しては、貯蓄を確實便宜ならしめる爲に、貯蓄・保険等の民業を嚴重に監督し、且つ自ら貯金・年金・保険等の專業を經營し、公務員の爲には恩給及び遺族扶助料の制度を設け

る如きそれである。

三 財政の問題

財政は公共團體の收入支出であつて、其の家計と異なる眼目は、全く共同經理と云ふ點に存する。今財政と私經濟との相違點を擧げて見ると、次の通りである。

(一) 財政に於ては、其の收入の方法は、權力關係によつて、人民に對して勤勞若くは財産を強制的に要求することが出来、これに反し、私經濟にありては、其の收入の方法は個人の自由意志に基づくもので、平等の權利關係による。(二) 財政にありては、主として無形の利益を目的とするに反し、私經濟にありては、有形の利得を目的とする。即ち國防・權利の保全、若くは教育の如き政務は無形であつて、私經濟の如く有形的生産收益を目的としないから、其の効果を計量することは困難で、従つて濫費浪費に陥り、或は節約に過ぎて政務の澁滯を來すことがある。(三) 財政にありては、國民全體の利益の増進を以て其の目的と爲すに反し、私經濟にあつては、個人の利益を増進するを以て目的とする。(四) 財政に於ては、永久の目的を以て總て施設を爲すに反し、私經濟にありては、多くは個人の一生に限る事業として經營する。(五) 財政にありては、收支の適合を主眼とするに反し、私經濟にあつては剩餘を主眼とする。即ち國家財政にありては、職務を行ふ必要の經

費を支辨するが爲に收入を求め、決して是れによつて剩餘を得ようとするものでないから、會計年度末に至つて多額の過剩を生じ、或は多額の不足を生ずるが如きは、財政の不整理に基因するものである。(六) 私人經濟上の收入は、土地・勞力・若くは資本より得るところの富の生産なるに反し、國家財政上の收入の大部分は、人民の生産せる富の一部を政府の手中に移轉するに過ぎない。(七) 私人經濟上の收入は、原則として報酬主義によれども、財政上の收入はさうではない。即ち財政收入の大部分を占める租税は、國民が義務として納むべきもので、決して國家の格段なる行爲に對して支拂ふ所の報酬ではない。(八) 私人經濟にありては、先づ入るを量りて出づるを制するを要諦とすれども、財政にありては、先づ支出を議定して然る後に收入を計るのである。

四 會計制度

國家財政の處理方法は、周密な會計制度によつて嚴重に規定されて居る。これ國家の財政は、大規模であり、複雑であり、且つ動もすれば財務上不正が行はれ易いから、かくする必要があるのである。

この制度は、先づ會計年度を定め、次に豫算の決定方法、現計の施行手續、並に決算の調定方法を定め、尙別に會計機關の構成及び權限等を定める。豫算は政府之を編成し、凡て議會の協賛

を経て裁可の上成立する。我が國の會計年度は、毎年四月一日に始り翌年三月三十一日に終る。

豫算には總豫算・特別豫算・追加豫算の區別がある。而てし其の内容上の形式は、歳出豫算及び歳入豫算に分れ、各之を經常・臨時の二部に大別し、更に各部を款・項に區分す。而して支出には、財政の紊亂を防ぐため、各款・項の金額を彼此流用することを禁じて居る。豫算は元來、見積計算に過ぎないから、實行の際に不足を生ずることのあるのは免れない。之がために豫備費を設くる。豫備費には、第一豫備金・第二豫備金の別がある。

決算は、會計検査院の検査確定を経て政府之を議會に提出し、其の承認を求める。議會は之に就いて、豫算實行の適法なるか、その計算に誤謬なきか等を審議して監督の責を明らかにする。

五 歳出の問題

財政上の支出即ち經費は、國家がその存立を確保し、公共的職分を盡くすが爲に要するものであるから、これが支出に就いては、政治的にも經濟的にも、或は財政的にも社會的にも、慎重の考慮を拂はねばならぬ。即ち(一)歳出は國家の目的と一致し、其の効果は國民一般に及ばなければならぬ。(二)また之が經理に當つては、國民の負擔力を考へ、(三)濫費を慎み節約を旨とし、(四)其の配分の公平を期し、以て圓滿なる國務の遂行を計るべきものである。これ實に經費支出の原則で

ある。殊に經費の膨張に就いては、格段の考慮を拂はねばならぬ。惟ふに國家の任務は、文化の進展に伴ひ時代を追うて擴張されるから、經費の支出もまた漸次増加するの傾向はあるが、然し財政が國民經濟の實力以上に膨張することは、最も戒むべきことに屬する。若しかくの如くんば、國民經濟が財政の壓迫に堪へ得ずして疲弊を招來するに至るの恐れなしとしないからである。

我が國の財政は、明治維新以後に於ける國家生活の急激なる發展の結果と、事變の爲の費用多端とにより、實に驚くべき飛躍的の膨脹である。即ち明治初年に僅か三千萬圓であつたものが、昭和十四年度の統計に於ては、一般歳計總豫算四十八億四百萬圓、臨時軍事費四十六億五百萬圓、合計九十四億九百萬圓に上つた。然かも國債は、昭和十二年三月末百五億圓を示し、事變公債昭和十四年五月までに五十九億圓を發行したのである。なほ最近自治制の發達と共に、地方自治體の財政が非常に膨張したことも注目すべきことである。地方公民の自覺と國家の公正な監督とよりして、之が對策を講ぜねばならぬ。

財政上の支出即ち經費は、之を支出の目的より見て、(一)國家機關の組織に伴ふ經費即ち憲法費、(二)國防・外交・内治等の一般行政費、(三)政務費の調達に關する財務費等に分つことが出来るが、其の支出の大部分は、一般行政費であることは云ふまでもない。

六 歳入の問題

前述の公共團體の職分遂行上に必要な所謂經費を補充すべき手段が収入であつて、特に經費を支辨する爲に、一會計年度内に收納する一切の収入を稱して歳入と云ふのである。収入は原則として國家の需要に充分なるべく、其の制度は國民經濟的に平衡であり、且つ彈力を有せしめなければならぬ。又中央と地方との財源に調和と均衡とを保たしめるを要するのである。

國家の収入は大別すれば、(一)賦課収入、(二)報償収入、(三)企業収入、(四)財産収入の四つとなる。賦課収入は、國家が一般的政務に要する經費を支辨する爲、共同負擔の趣旨により、國民に賦課して徴收する収入であつて、租税及び分課金は之に屬する。報償収入は、國家が私人に或特權又は資格を與へ、或は種々の施設によつて私人に或利益を與ふるとき代償として受取る収入である。手数料・使用料・登録料・納付金等これに屬す。

七 官業収入(企業収入)

官業収入は、國家が經濟事業を經營することによつて生ずる企業利益の所得である。國家が企業を經營するには、經濟上政治上及び財政上種々の理由がある。(一)競争行はれ難く、獨占的性質を有するもの、(二)國家職分の遂行上私人の經營に委すること能はざるもの、(三)經營が統一的

に行はれ易く且つ巨額の収入を擧げ得るもの、(四)其の産業幼稚にして國家の保護を要するもの、(五)社會政策の施設として必要なるもの等は、官營に適するものである。我が國には、獨占官業としては、公益を主とする郵便・電信・電話等の通信業、収益を主とする鹽・煙草專賣等の專賣事業があり、非獨占官業としては、鐵道・製鐵・製絨等の如き、國家が財政の収入を得ると同時に公益國防等の立場から經營して居るものがある。

財産収入とは、官有の不動産・動産より生ずる地代・利子等の収入である。

八 租税の性質

上述の各種収入中、最も重要なものは租税である。國家は共同組織體であるから、其の任務遂行の爲に要する經費は、當然國民が共同して之を負擔しなければならぬ。而して租税は、國家が權力により人民に對して強制的に共同負擔を賦課するものであるから、之を濫りにしてはならぬことも當然であつて、之に關しては次の原則を重んずべきものである。

(一)租税の賦課は國民一般に及ぶべく、また各人の負擔能力に適應して公平に行はねばならぬ。且つ負擔能力の大小は各人の全所得額の大小に累比するから、税率は所謂累進課税法を以てすること(正義上の原則)。(二)租税は國民所得の一部を徴收するに止め、その税の基本たる資産

にまで及ぼしてはならぬ(經濟上の原則)。(三)租税は其の税源が豊かで、且つ収入が確實で、而かも収入に屈伸力あることを要する(財政上の原則)。

租税は、之を通常、直接税及び間接税の二種に區別す。直接税とは、地租・所得税・營業收益税・相続税等の如きものであり、間接税とは、酒造税・關稅の如きものである。間接といふは、納税者と税負擔者とは同一人ではなく、納税者は一度税負擔者に代りてその税を納め、後に之を税負擔者に轉嫁するを原則とするからである。この他租税の種別として、國稅と地方稅、本稅と附加稅等の分類法がある。

九 財政の調整

毎會計期に於ける支出と収入との對照は、常に均衡を保つを要し、收支に偏差を生ずるときは、其の事情に應じて調整を講じなければならぬ。この調整の必要は、先づ豫算に於て起り、次に現計に於ても起つて來るが、一家の家計と異なり、其の方針と手段とが複雑して居る。

財政の調整上最も重大な問題は、公債の問題である。公債とは、公共團體が信用によつて爲せる金錢債務である。これに國債と地方債、内國債と外國債の如き區別がある。

起債は、戰爭或は天災事變等に依り臨時に巨額の支出を必要とする場合、或は永久の利益を受

ける施設に巨額の資本を要する場合、或は新に有利な生産的事業を起すに資本を要する場合等に爲されるもので、これによつて歲計施行上國庫の一時的不足を補充し、又は財政計畫上歲入の不足を補填するものである。歲計施行上の都合で、臨時の必要に應じて借入れ又は償還する短期公債を流動公債と稱し、大藏省證券・政府一時借入金等これに屬す。財政計畫上歲入の不足を補填する爲の公債は確定公債と稱し、長期償還のものであつて、發行額・利率・償還期限及び其の他の條件が確定せる公債である。通常單に之を公債とも稱し、國家治産上に最も重大な關係があるものである。公債の償還には、毎年豫算に依り金額を定めて行ふ自由償還法と、法定の償還計畫に依り積立てられた特別資金から償還する減債基金法とがある。

要するに起債は、金融に直接の影響を及ぼすばかりでなく、生産及び消費の活動に變化を惹起するものであり、且つ又公債が多額に上るときは、利子支拂の爲に經常費を増加するから、起債は反面に於て租税の増加を意味し、一般國民の負擔を重くして財政運轉上の餘力を乏しくするものである。故に起債に關しては、發行目的の正否・發行方法の適否・償還方法の如何等をよく吟味し、一般財界の調節、及び財政の調整、治産の方途等を誤らぬやうにせねばならぬ。

第八章 國家總動員

一 國防の重要性

國交の親善を圖り、共存共榮の實をあげ、世界の恒久平和を招來し、以て人類の福祉を増進することは、人間生活の理想とするところであるが、現實の問題としては、民族性を異にする國際間の紛争は、絶対に避け得られるものではない。故に國家の獨立を保ち、其の威信を發揚する爲にも、また國家の理想を實現する爲にも、適當な軍備を整へて置かねばならぬ。國際間に於ける正義は、常に充實した國防力を背景にもつことによつて認められ、維持せられるものであり、國防に自信がない國は、常に不利の地位に立たねばならぬ。而して現代に於て國防力を形成するものは、ただ軍備のみではない。政治力(統制力)・經濟力・思想力・科學力等が與つて茲に國家の實力が作られるのである。

二 國家總動員の意義

國家總動員とは、同法第一條に、「國家總動員とは、戰時に際し、國防目的達成の爲、國の全力を最も有効に發揮せしむる様、人的及物的資源を統制運用するを謂ふ。」とあるやうに、非常時局に對應して、國家の人的資源と物的資源、即ち人と物、有形無形一切の資源を擧げて之を統制按排し、以て最も合理的經濟的に之を運用することをいふのである。實に此の國家總動員の體制整備は、戰時に於ける一切の國家活動の中心問題となるわけである。

國家總動員は、固より戰時に際して實施せられるものではあるが、事項によつては戰時急速實施せんとするも平素の準備なくしては其の目的を達し難いものもあり、又戰時に於ける總動員實施の圓滑適正を期する上から、平時より相當の準備を必要とするものもある。故に動員措置としては、戰時措置と平時措置と二方面あるわけである。戰時措置としては、(一)勞務統制、(二)物資統制、(三)施設統制、(四)事業統制、(五)資金統制、(六)物價統制、(七)新聞其の他出版物統制等であり、平時措置としては、(一)國民登録、(二)技能者の養成、(三)物資保存、(四)計畫の設定演練、(五)試験・研究、(六)事業助成、(七)補償等の諸項である。

我が非常時局の國家總動員活動は、現在大體、(一)物資動員計畫、(二)貿易計畫、(三)交通電力動員計畫、(四)資金統制計畫、(五)物價統制計畫、(六)勞務動員計畫の六項目の方策の下に行

はれ、而して此の實施によつて次の目的を達成せんとするものである。

- 一、當面の大業たる大東亞戦争の必勝完遂。
 - 二、永久國防力としての軍備の擴充。
 - 三、國防の基礎としての生産力の擴充。
 - 四、國防準備の爲の輸入に對應する輸出の振興。
 - 五、長期持久戦に堪へ得る國民生活の確保。
 - 六、東亞新秩序建設を目的とする大東亞國土計畫。
- かくの如き總動員計畫が、十分に其の目的を達成するには、爲政者の企畫運用其の宜しきを得て方策を誤らざると共に、これに對する全國民の精神的協力を絶対必要とするものである。即ち時局認識の徹底、國論の統一強化、奉公精神の發揚、物資活用並に消費節約、勤勞の増進、貯蓄の實行、體力の向上、軍事援護の完璧等は、其の主なる目標であらねばならぬ。

第九章 統制經濟

一 統制經濟の意義

統制經濟とは、自由經濟に對する語である。自由經濟下にあつては、物資の生産、配給、消費は、原則として私的自治的に放任されてあるが、之を國家が或る目的（例へば東亞新秩序建設の如き）を達成する爲に、國家の權力で規制しようとするのが所謂統制經濟である。

然し統制と云つても、國家が國の經濟を國の統治の一部面として全面的に統一的に之を運營するといふことではない。一應私人の自由企業を認めて置いて、之を國家の經濟計畫に適するやうに、國家の權力で規制するといふのである。即ち私益主義の私企業經營者を公益の線に沿うて行動するやう統一的に規制することである。随つて此の機構にも、公益と私益とが摩擦するといふ缺點は依然として存するのである。そこで、公益優先といふ新しい經濟倫理が叫ばれる所以である。

從來、自由競争と營利慾とが作用する自由經濟主義の經濟理論としては、國家の統制や干渉は人間の本性とする慾望に反し、人心を萎靡せしめるものであり、延いては公共利益の増進をも妨げることになるかと考へられて居つた。特別の統制手段を以てせずとも、需要と供給との均衡は、自動的に調節されるものであるとなし、統制は此の自然の趨勢に大體任された形であつた。

然しながら、戰時態勢の如き場面に逢著すると、國費は膨脹し、物價は暴騰し、國民經濟が攪亂する恐れがある。そこで、此の經濟的危機の防止と政治的經濟的安定の保持の爲に、生産・流通・分配及び消費の各領域に亘り、國家權力によつて強力な全體統制を行ひ、國民經濟の全面的均衡的發展の確保を圖らねばならぬ。さうでないといふと、高度國防國家建設の目的を達成し難いことになるものである。

即ち、需要がないものでも、特に其の生産力の擴充もしなければならぬし、或る物は需要が大であつても、他の必要な方面の生産に振向ける爲にその生産を制限しなければならぬ。配給にしても、限られたる物資を獨り軍需ばかりでなく、輸出にも、一般民需にも、適當に振當てねばならぬし、又資金にしても、不急不要の事業方面に流れぬやうに防止しなければならぬ。勞働力にしても同様で、時局に緊急な産業へ向はせねばならず、又貿易方面にしても、生産力擴充に必要

な資材の輸入増加を策すると共に、不急不要の物資の輸入を禁じ、其の節約資金で必要物資を購入しなければならぬ。又輸入力を長期的に維持する爲には、輸入貿易の重點を軍需から輸出振興策にも向けねばならぬ。一定の輸入力を軍需と輸出と一般民需とに如何にして適當に割振るかは、實に至難な問題である。日滿支の經濟提携といふやうなことも、我が國としては、此の物資不足を充填する爲に、當然考へねばならぬ問題となつて來る。

又軍事費等國費の膨脹は、公債の發行となり、購買力の増大となり、物價が暴騰するので、此の物價統制を如何にするか。單に公定價格設定の如きもののみでは之を抑制し得ない。物資の生産・配給・消費、及び資金・勞力・運輸・貿易など、あらゆる部面に綜合的に對策を講ぜねばならぬといふことになるわけである。かくして統制經濟といふものが行はれるに至つたのである。

又私有財産制度に對する觀念にしても、統制經濟時代に入れば、自然變つて來なければならぬ。財産の私有といふ原則そのものは、動かないとしても、國家政策上所有權といふものに對し、或る程度の制限を加へられることは當然なことである。即ち所有權者をして國家の爲に其の所有權を利用する義務を負はしめ、或は國家が私人の所有權を收用し、或は所有權の行使の自由を制限するが如きそれである。

二 生産力擴充策

莫大な軍事品を調達するには、當然重要軍需工業及び其の基礎をなす重工業の生産力擴充を圖らねばならぬ。然し生産力を擴充するには、自由經濟下の生産の如く、専ら利潤を目的とする企業家の自由競争に委すわけにはゆかぬ。或ものは國家自ら經營し、或は國策會社を設立して其の經營に當らしめ、又企業家に増産命令を發して生産擴大を強行させるなど、統制ある計畫實施が必要である。

現下此の種の緊急事業としては、製鐵・産金・船舶・自動車・機械の製造・航空機製作・人造石油製造・石油資源開發・代用燃料工業・輕金屬・硫安造出・重要礦物増産等がある。

生産の擴充には、資金の調達、原料・資材及び勞力・動力の供給方法を考へねばならず、又生産設備の擴張も必要である。

産業統制の方法には、國家の権力による産業の直接統制と、企業者の協定又は組合にその統制を一任し、國家が之を取締るといふ間接的な統制方法と二様ある。後者の例としては、カルテル・トラスト・コンツェルン・協同組合などがそれである。産業の國家統制は、獨り事業の統制ばかりでなく、當然聯關して物資・資金・勞務等の諸統制が必要であり、又配給統制により民需資材

を抑制し、消費の節約をも圖らねばならぬ。

要するに、生産力の擴充の爲には、資金・資材・勞力の三要素の綜合的計畫に基づく統制が大切である。なほ生産力の擴充は、工業方面ばかりでなく、農産方面の擴充策も當然講ぜねばならぬ問題で、食糧増産は實に現下の急務とするところである。

三 資金統制

生産力を擴充する爲には、資金を調達し、此の資金で原料資材と勞働力とを購入することが必要である。平時では、資金は確實にして利益ある仕事の方へ自由に流れてゆくが、戦時では、かくあらしめてはならぬ。不急不要の事業には流れてゆかぬやうにする必要がある。それが資金統制である。

消費節約を奨励して、擴充用資金の民間蓄積を計ることの必要も茲に意味がある。消費節約は、また所得支出の抑制、物資の使用制限乃至禁止として現れる。かくして調整された此の資金を有効適切に活用して行かなければならぬ。

我が國の資金統制法令の主要なものとしては、臨時資金調整法・外國爲替管理法・有價證券業取締法・有價證券引受業法等の單行法や、國家總動員法に據る諸規定等がある。

四 資財の統制(配給統制)

生産力擴充の爲にする資財の統制に就いては、對内的と對外的と二つの方法がある。對内的とは、國內に現存する資材を統制するに當つて、資材が不急不要事業に用ひられたり、或は不急不用品の製造に用ひられたりすることを制限乃至禁止し、消費節約を餘儀なくさせると共に、それが専ら時局緊急事業に用ひられるやうに配給を統制することである。かくして一般民需には極めて限定された物資が提拱されることになる。此の一般民需に向けられる限定物資を如何に配分するかが、配給統制の重大な問題である。

現在統制の方法は、大體五つに區分されてある。(一)使用禁止。例—一般國內需要向の純綿。(二)使用制限。例—銅・鉛・亜鉛・錫。(三)許可制。例—皮革・工作機械。(四)切符制。例—鐵鋼・石油・石炭・綿絲・ゴム。(五)命令。例—船舶・纖維工業品(リンク制)。

對外的統制としては、貿易統制により輸入力を増大し、必要資財の輸入を増加することである。現在統制關係法令としては、輸出入品等臨時措置法・硫酸アンモニア増産及配給統制法・飼料配給統制法・石炭配給統制法・米穀配給統制法・臨時肥料配給統制法・電力管理法等の單行法、及び國家總動員法による諸規定等である。

五 勞務統制

生産力擴充を畫策すれば、當然勞力の不足問題が起さる。勞力の不足は、働き盛りの壯丁が兵士として大動員されることが主たる原因をなすものである。此の勞働力の不足は、都市工業方面ばかりでなく、農村にも痛感される。そこで勞働者及び技術者の爭奪、勞力の浪費、勞働過勞等の問題が惹起する。此に於て、物的資源と並んで人的資源の量的質的統制が、高度國防國家建設の爲に要請せられることになる。

勞務統制の法令は、勞働の動態調査に関するもの、勞働力の保全及び培養、勞務者配置の調整、國民登録及びそれに基づく國民の徵用に關するもの等で、國家總動員法によつて規定されてある。即ち法令として、學校卒業者使用制限令・從業者雇入制限令・從業者移動防止令・工場就業時間制限令・賃金統制令・賃金臨時措置令・青少年雇入制限令・船員使用等統制令・船員給與統制令・國民徵用令・國民職業能力申告令・醫療關係者職業能力申告令・船員職業能力申告令・學校技能者養成令・工場專業場技能者養成令・船舶運航技能者養成令等が制定實施されて居る。

六 貿易統制

軍専用・生産力擴充用に要する資財の自給自足が困難であれば、外國からの輸入力を増大する

爲に國家の統制が自然必要になつて來る。此の輸入力増大の方策として、(一)或る種類の輸入を制限乃至禁止すること。(二)輸出を増進し外貨を増加すること。(三)現送し得る金(正貨)の増加を計ること等が行はれる。

不急不用の輸入品を制限乃至禁止し、緊急必需品の輸入力を増大する爲の法令として、貿易及關係産業の調整に關する法律・輸出入品等に關する臨時措置法に關する法律が制定されてある。

輸出振興に就いては、例へば綿製品・羊毛製品の如き輸出商品の國內使用を禁止し、金融方面からは、輸出品製造資金前貸損失補償制度を設けて、輸出業者・輸出品製造業者の貿易金融を便利にし、或は輸出入リンク制度を創設する等の方策がとられてある。

リンク制度は、製品の輸出に對應して原料の輸入を許可することである。之は毛製品・綿製品・人絹製品・刷毛・和紙・化粧石鹼などの輸出と其の原料輸入とに適用されてある。リンクとは連結の意で、即ち原料輸入と其の商品輸出とをリンクすることである。

又貿易組合法に基づいて貿易商の組合化が奨励され、或は貿易輸出振興會が設立されて特殊リンク制實施商品の統一的輸出入を行ふことになり、或は外國爲替基金を設立し、輸出品用の原料輸入資金の調達を容易ならしめる等、皆輸出振興の方策である。

金政策としては、金現送準備の爲の金資金の設定、現送し得る金の増加策としての金賣却の勸誘即ち退藏金の動員と金使用の制限、産金法による新産金の奨励及び集中等が行はれる。

七 物 價 統 制

生産力擴充、輸入力増大の政策によつて、商品の供給を計つても、一般國費・軍事費等財政の膨膨に因る購買力の増加には平衡し得ない。爲に勢ひ物價は騰貴せざるを得ない。物價の暴騰(インフレーション)は、政府の豫算施行を困難ならしめ、商品の輸出が阻碍され、國民生活が脅威され、國民貯蓄力減退して資金蓄積不能となり、公債消化にも悪影響を及ぼすに至るものである。物價統制の方法としては、物價の直接抑制と物價の形成の二方面がある。暴利取締令の強化、物品販賣價格取締規則及び價格統制令の適用などは前者の方法である。是等の法令によつて、買占め、賣惜みなどの暴利を取締り、取締品目に最高價格を設立し、又指定商品價格の釘付けなどを決行する。

又一方生産品を抑制し、生産費を切下げることによつて物價を抑制することが大事である。物價形成とは、この意味であつて、賃金・運賃・家賃・地代・利潤の抑制策これである。(關係法令——國家總動員に基づく地代家賃統制令・小作料統制令・宅地建物等價格統制令・賃金統制令・會社

利益配當及貸金融通令。

然し以上の方法だけでは物價を抑制し得ない。生産の外に配給・消費、及び資金・勞力・運輸など、あらゆる部面に及んで對策を講じなければならぬ。又公債消化政策も、之と聯關して重要な問題であり、税制改革(歳入増加)も必要となつて来る。

八 公債消化

軍事費其他事業振興による國費の膨大化は、政府の公債増發・増稅等の形となつて現れる。この公債増發は、一國の金融や通貨及び物價に與へる影響は大きい。日本銀行が政府發行の國債をそのまま全部保有するとすれば、公債發行額と同額の通貨が民間に放出され、他方民間の通貨と合はさつて所謂通貨の膨脹となる。通貨膨脹の結果は、物價が騰貴する。

物價が高くなれば、自然政府の豫算が増す。豫算が増せば更に公債の増發となり、また物價が上る。茲に所謂惡性暴騰(インフレーション)を生じて一國の經濟を擾亂する。然し政府が軍需品を市場から買ふことが戦争遂行上絶對必要であるとすれば、他方市場へ買ひに出る國民の購買力を削減するより他に途はない。そこで日銀は、保有する公債を民間に賣出して民間の通貨を吸収する方策をとることになる。然し公債を買入れる資金といふものは、結局國民所得の中から各種

金融機關の手許に集められた預金及び貯金以外のものではない。そこで國民の消費節約・貯蓄奨勵等のことが必要になつて来る。

此の節約し貯蓄した資金(購買力)で公債を買はせる。これを公債の消化といふのである。此の消化率が早ければ早いほど、物價騰貴の傾向を弱め得るわけである。

又公債消化を容易ならしめる爲、預金利子の引下げ、公債利子に對する課稅の低減、小額公債の郵便局賣出し、俸給ボーナスの公債交付、貯蓄債券の發行、各種金融機關への公債割當強制等を行ふものである。

然し此の公債發行だけでは國家の財政處理は至難であつて、どうしても一方に税制を改革し、増稅によつて歳入の増加を計ることが必要である。

第四篇 公民道德概論

第一章 公民道德の原理

一 共同責任の法則

前章に述べた如く、吾々人間は相互依存、言ひ換へれば社會連帶の生活をして居る。即ち時間的には過去・現在・未來の人々と連續し、空間的には無數の現代同胞と相聯繫し、精神的にも肉體的にも相互に依存し、運命を共同にして生活して居るのであつて、此の連帶關係を離れては吾吾は一日たりとも此の世に存在することは出来ぬものである。それ故に共存生活の一成員たる社會人たるものは、團體生活に對する透徹した理解を持ち、正しき人格觀念より生まれた奉公心を以て、互に己の自由を制御し、秩序を保ち、互に共同の責任を感じつつ、社會の統一・鞏固・發展に向つて、協力一致眞劍に貢獻の誠を致さねばならぬ。かくすることが、即ち社會生活の理想である。

協同生活が我の自主自由を妨げるものの如くに考へてはならぬ。固より人には自己保存の本能

があり、自由意志が存するのであるから、自分を以て自分の道徳的立法者とし、自分の志す處をよく貫徹するといふ自治的精神の鞏固であるといふことは大事なことで、之を以て己の人格を完成し、其の生を全うしなければならぬが、惟ふに自治なるものは、社會の中に於て、社會を通してのみ行はれるものであつて、社會を離れて、對他の關係なしに、人格の建設は到底望み得べからざることである。

社會の完成によつて人格の完成が望まれ、人格創造と社會創造とは一に歸着する。社會全體の福祉が、個人の責任として自覺せられ、個人の福祉が社會の責任として考へられるとき、我等の社會は始めて眞の協同生活となる。かくの如く、部分は全體に依りて生き、全體は部分に依りて生きるといふ社會的的自我意識に透徹し、己の自由を制御し、社會の秩序を保ち、以て個人の自治と社會の統一とを調和あらしめ、眞に自由なる個人の生活を見出すと共に、社會共同生活の目的を完成しなければならぬ。實に普遍への相互奉公は、文化の理想であつて、常に社會人はこの理想の實現を以て連帶責任とすべきである。

社會的犠牲といふことがよく世間で唱へられるが、之は決して没我と解すべきものではない。自分の人格價値は社會によつて生み出されたものであり、又其の人格價値が社會に反映するもの

であつて、謂はば社會は連續的自我の一部分であるが故に、社會の爲に全力を擧げて奉仕することが、自分にとりて最も幸福且つ高尚な當然な仕事であり、かくすることによつて自分の人格を一層向上發展せしめることの出来る唯一の方法であると考え、感謝の心、義務の心、換言すれば眞の公共奉公の精神が、無意識的衝動として發動したものが、犠牲的精神である。決して自我の没却ではなく、小我を没して大我に生きることであると思はれる。實に犠牲の發揮は、社會生活の至善である。永く生き残らんと欲する民族は、社會の爲に個我を犠牲に供することを知らねばならぬ。これが眞に民族の爲に自己を愛する所以である。將來の世界は、共同責任觀念の強く、犠牲奉公精神の徹底した民族の有に歸するや疑ひない。

要するに、社會人としての立場から實踐すべき社會共存道徳の最も根本的な法則は、共同責任觀念に透徹し、共同の目的に向つて相互に其の完成せる人格力を公に奉ぜんとする誠の精神であらねばならぬ。吾々は、宜しく運命の共同、理想の共通、人格の相互完成を目的とし、社會公共善の樹立、社會公共惡の除去に努め、以て理想社會を實現しなければならぬと信ずる。

二 正義公平の法則

吾々人間の生活は、所謂共存共榮の生活であつて、自己の生活と隣人の生活とは、有機的に離

るべからざる連帶關係で結合し作用して居る。故に此の生活を完成するには、社會の各人が、常に他を全うすることによつて自己を全うするといふ覺悟で活動することが大切である。此の他を全うせんとする徳が、正義と仁愛である。

吾々人間社會の實相を見るに、利が社會結合の發生的要因である以上、自然そこに自他權利の衝突、利害心の齟齬を來し、所謂相互依存の釣合が破れ、社會の秩序が紊れることは免れぬ事實である。惟ふに古の社會では、團體に對する義務觀念のみが發達し、個人の權利思想などは認められなかつたけれども、現代は、人間の智力が次第に進歩するにつれて、自然的能力を十分に働かさうとする所謂自由性が發達し、一面また社會の擴大、人口の増加に伴ふ生存物資の不足等よりして、生存・人格・職業等に就いて人々權利の主張が多くなり、茲に自他の衝突を見るやうに至つたのである。

是に於て、互に利害の衝突を避け、權利の侵害を防ぎ、社會の秩序を維持し、共働相助、以て利用厚生之功を全うし得る普遍妥當の道徳的規準を立て、自由性を制御する必要が生じた。此の基準が即ち社會的正義である。即ち社會的正義とは、敬自敬他を信條とし、人格の平等觀に徹して、自己の分(義務)はよく守り、他の分(權利)は犯かさぬといふことである。而して社會的正義

即ち公正の條件は、各自他人の生命を尊重すること、各自の財産を相侵さないこと、相互の名譽を尊重して之を傷けないやうにすること、各自他人の自由を妨害しないこと等である。是等の條件が守られることによつて正義が行はれる。此の正義觀念が外形に表れたものが禮である。

此の正義の觀念は、治者被治者の關係にある國家生活に於ても、乃至は國家と國家との國際的關係に於ても重要な規範とすべきものであるが、殊に個人が對等の關係に於て生活する社會生活に於て、最も重要視せられる道徳原理である。

正義の建設により、社會の要素たる各個人は、人格權の平等を維持し、其の固有の能力を十分に發揮するに足る機會均等を享有し、名譽・權力・富・文化等の配分上に於ても其の人の力の大小に應じ、適當なる報を得て公平が保たれ、茲に權利と義務の平等、及び自由と責任の平等を得て社會全體の調和秩序を得、安寧幸福を實現する事が出来るのである。

然し正義觀念の透徹は、人の不平等觀念を一掃して、平等一如の立場から人を人として思惟し、他人の權利を重んじ、或程度まで自己を制し、己が力の我儘な發表を抑へることによつて始めて可能である。是れ社會的正義の實行が頗る困難なりとせられる所以である。然れども、正義が社會協同生活の原理である以上、社會人としては正義の確立に向つてどこまでも努力しなければなら

らぬ。それが爲には、唯に社會個人の道德意識に訴へるばかりでなく、一面國家の力を以て正義の確保を圖る必要がある。即ち國家は法を以て各人の爲し得べき自由の範圍、即ち權利を定め、之を保證し之を増進し、又各人の爲すべきこと、爲すまじきことの範圍、即ち義務を定め、此の義務を公平に負擔せしむることを定める。

現代の社會に如何にして正義思想なるものが發達したかといふに、これは社會生活永年の體驗に徴し、正義が社會共存生活を完全に遂行してゆく上に必要な原理であることが明白となり、茲に衆多の考が綜合し統一されて社會意識となり、普遍的信念となつて個人意識の上に支配又は強制的の勢力を及ぼす様になつたものである。

正義の内容實質が、其の時代、其の國土に於ける社會意識として普遍的一致を見るまでには、多くの年を経、多くの實驗を重ねなければならぬから、其の發達も甚だ遅々たるを免れぬ。殊に此の正義觀念の發達行程は、最初家族に起り、次に民族・國家に及び、其の國際關係に見はれるに至つたのは最後の事であるから、今日國際上相唱道するところの正義が、人道(仁愛)の觀念と共に空漠且つ微弱なのは洵に已むを得ない處である。然しながら、よしや目下は空漠であり微弱であつても、正義思想の進歩は即ち社會生活の進歩なるが故に、各國民共に其の國家を超越し

た集團生活の必要且つ必然なるを覺り、其の盲目的な利己心排他心を棄てて、互に相依り相信する道を求めて進むことは、國際的共同和親を實現するの要道であると云はねばならぬ。

三 同情仁愛の法則

愛は利と共に社會結合の發生的原因であり、又規範的要因でもある。人間が共存共榮の生活を完うするには、人々敬自敬他を常に信條とし、他人の人としての價值が、己のそれと同等なることをよく認識して、他人の人格權を侵害せざる正義の徳が必要であることは前述の通りであるが、更に進んで己の身を他人の地位に置いて考へ、他人の不幸を見ては同情し、慰藉救済し、以て他人の缺乏を補ひ、其の福祉を増進せんとする積極的の愛の觀念が、各人の意識を支配するのでなければ、社會共存生活の倫理的價值は充分發揮されるものでない。實に愛は人間の道德的結合の原理である。元來、正義の觀念は、他人の分を犯さずといふ嚴格味はあるが、動もすれば他人の爲に世の爲に進んで盡くさうとする温情味を缺かんとする傾がある。

それ故に、我等社會人たる者は、正義を重んじ之を確保すると共に、他人に對し愛を施すことの必要な所以を悟り、此の徳性を涵養し、此の本務を實行しなければならぬ。即ち理智の激刺を以て義を正すと共に、溫き愛情を以て仁を施すことがあつて、茲に始めて人類相互の關係和合し、

自他一體の美しい人間生活が實現されるのである。實に仁愛は、社會に平和と歡喜とを生じ、我慾無情は、敵意と不幸とを生ずる。

如上の如く、仁愛は正義と共に人間生活の相互關係を完成する二大徳であるが、共に他人の生を遂げしめんとする點に於ては同一で、其の表現即ち他人の福祉を損傷せざる行爲として發するとき正義となり、他人の福祉を増進する行爲として發するとき仁愛となる。而して其の本源は同情に發するのである。同情は實に社會連帶人の道徳的基調であり、一切の社會的理想の本源とも稱することが出来る。

そもく同情とは、孔子の所謂忠恕、孟子の云ふ惻隱の心であつて、他が悲めば共に悲み、他が喜べば共に喜ぶといふ状態に自らなることである。言ひ換へれば、よく己の本性を知り、己を推して人に及ぼす純粹活動である。即ち感情としては直接自我の態度であるが、之を間接的に見れば、己を他と思合せ、對立せしめ、而して彼も我と同一なりとの判断が成立した場合である。故に同情の起つて居る場合は、少くとも其の起されて居る範圍に於ての状態は、自他の區別が消失して、兩者の身心が渾然融合した所謂自他一如の純粹感情である。

それ故に、同情は決して外形ではなく、内的のものである。純粹活動でない利益の爲、快樂の

爲、何等かの爲に強いて爲された外面的の行爲は、所謂同情に似て非なるものであつて、他を人格的に動かす力は無いものである。

次に同情と愛との關係であるが、同情の心が積極的に働き、或事に向つて一時的でなく、永續する様なことがあれば、茲に一般的ならぬ特殊の働きが其間に實現する、これが即ち愛である。而して其の相手により、其の發動の形相により、或は父子の慈愛となり、或は夫婦の和愛となり、或は兄弟朋友の友愛となり、又君臣間の忠愛となる。即ち親子・夫婦・兄弟・朋友・君臣といふが如き關係は、愛の最もよく實現する關係である。これ其の位置其の境遇の近接によるものである。また愛の及ぶ社會的範圍により、愛郷心となり、愛國心となり、また人類愛の精神となりて現れ、其の廣さ其の深さは實に無限に至るを常とする。

次に同情或は愛といふても、本能的の同情或は愛と、道徳的の同情或は愛とは之を區別して考へる必要がある。本能的の愛は、盲目的に發現するのであるが、徳としての愛は、眞の努力によつて實現される合理的のものである。然し本能は人間生活の大原動力で、道徳の主要な内容となるものであるから、本能愛の存する處には、一層明らかに眞の徳として愛の働きが實現することは事實である。唯本能生活は、道徳の素地といふべきもので、之を理性化して始めて道徳となる

べきものである。

四 勤勞創造の法則

勤勞創造の生活とは、社會的目的を達成せん爲、新しき價値を造り出して共同社會に貢獻せんとする積極的努力である。今日世間で云ふ文化とは、要するに社會的目的を達成せんが爲の此の理想價値を創造し、又之を繼承し發達せしめようとする努力であり、また此の努力の成果に對する標語でもある。即ち吾々人間の理智力・情操力・意志力といふものが、精練發動して、自然を支配し制御し、精神的にも、物質的にも、幸福な社會生活が實現されることが所謂文化である。文化に精神的文化と物質的文化とがある。精神的文化(單に文化とも云ふ)とは、道徳・宗教・藝術・學問等の發達した社會状態を云ひ、物質的文化(文明とも云ふ)とは、經濟價値の創造されることである。即ち人間が自然を耕し利用したる結果が物質的方面に現れ、直接人間日常の生活に幸福を與へる状態を云ふのである。

前章に於て、社會の協和を致す相互關係の道徳として、正義仁愛の倫理を述べたが、如何に正義仁愛の徳に徹しても、此の勤勞貢獻の努力が無いならば、社會の進歩といふことは望まれぬ。自分の人格價値は社會によつて産み出されたものであり、又其の産み出された人格價値が社會に

反映するものであつて、謂はば社會は連續的の自我の一部であると考え、此の勤勞による文化の創造を通して、社會貢獻の任務が果されるわけである。而して此の勤勞を社會に提供する所の法式が即ち職業である。

それ故に、貢獻の理想から云へば、健康な人間である以上は、誰でも其の天性により、身體上、知能上、道徳上、趣味趣向に應じた何か適當な己の職業を見出し、之に専念し、創造を發揮し、以て社會に貢獻すべきであつて、無爲閑散や隱遁の生活を爲して社會の公富を消費し、以て晏如たりといふことは、社會人にとりては許すべからざる一個の罪惡である。職業は決して個人の營利を目的としては居らぬ。公益世務の性質を有するものであつて、人間の本分と云ふべきものである。職分といふのは此の意味である。

要するに、社會人たる各自は、職業の價値を認識し、又勞働の義務意識を強化し、適正の職業を見出し、責任と勇氣とに促進されて、其の能率を増進し、希望と創造の榮光に躍動する社會を實現することに眞實の努力を拂はねばならぬ。かくの如く勤勞は創造であり、力行であつて、眞劍を要する。然し、そこに人生の幸福があり、又斯くあることによつて、始めて社會人たるの名に背かぬことになるのである。名分を重んずるとは此の意味である。

勤勞は廣義に解し、以上の如く、社會的目的を達成する爲の自己創造・自己完成の努力の一切を意味するものであるが、勤勞を提供する其の様式即ち職業には、種々の區別があつて、單に體力をもつて爲し、格別熟練又は體驗を要せざる勞役、ある期間の習得又は熟練を要する勞務、或は相當の學術技藝を根底の條件としたる勤勞、ある學術技藝若くは經驗の按排序列を爲す思索、或は既知の知識を材料根底として更に他のものを創造せんとする考究的努力等に區別することができる。然し人間の生活は、必ず肉體的運動と神經系統の活動と相俟たねばならぬものであり、又能力の發動は屢、複雑なる形式を執ることがあるから、是等の様式區別は、要するに比較程度のものであつて、截然たるものではないのである。

更に他の見地から、主として人間の經濟的要求を満足させる爲になされるもの、科學藝術の如く文化的要求を満足させる爲になされるもの、比較的人々の選擇により自律的に爲されるもの、幾部分強制若くは慣例の下に他律的に爲されるもの、愉快に爲されるもの、多少不愉快にして疲勞的なもの等に區別することもできるが、要するに、經濟的勞働と云ひ文化的勞働などといふも、等しく新しい價値を創造せんとする努力であり、また社會への貢獻の生活であり、自己の人格實現であるといふことに於ては同一であると云つてよい。職業に貴賤の別なしとは此の事である。

勤勞能率を増進せしむるには、(1)仕事に計畫を立て、秩序よく斑なくやること。(2)時も力も物も活かして用ひ、無駄がなく無理がないこと。(3)常に科學する心を以て工夫し創案し、仕事に新味を出すこと等が大事な法則である。

また敍上の勤勞能率を社會的に増進せしむるには、正義及び同情の道徳理念に徹することが最も大切である。即ち勤勞者相互間の人格平等觀念を明確にし、自分の勤勞を尊重すると同時に、他人の勤勞に對して十分の諒解と同情とを持ち、又勤勞の報酬たる地位・名譽・權力・富等の分配はどこまでも公正を旨とし、生活上の不均衡が起らぬやうにすべきである。

尙勤勞の社會的能率を増進する上に重要な條件は、共働(協同)である。文化は自主的分業によつて進むのであるが、分業を最も有効にするには共働が必要である。共働とは、共通目的に對して自他の自主的勢力を結合し、この結合せられた勢力をもつて勤勞の一切の重要な様式を有効に實現し、以て共同生活を完全に仕遂げることである。人間の勢力は、共同目的の觀念、共同理想の下に之を合成するときは、個々別々に使ふ場合よりも其の活動力伸張し、其の効果は實に意想の外に出づるものである。

現今の社會に於て、資本家と勞務者との間に絶えず産業争議を醸し、所謂工業勞働問題、小作

問題などの起るのは、眞に此の共働の精神に徹底せざる爲である。資本労働の協調といふことは、産業の發展から見ても、社會平和の維持から見ても、最も大事な問題である。よろしく勞資兩者が平等な人格觀の基礎の上に立つて、自他の正當なる權利を尊重すると共に、社會秩序の爲に公正合理なる自制交譲を爲し、互に助け合ひ、相共に力を協せ、以て産業の興隆、文化の進歩、國家社會の安寧福祉を促進すべきである。かくの如くして舉國一致の實が擧がり、繼ては世界の平和を招來する所以である。

五 人格力の實現

以上公民社會生活の道徳として、共同責任、正義公平、同情仁愛、勤勞創造の四則に就いて敍説したのであるが、是等をまとめたならば、要するに人格の本質力の實現といふことになる。然らば人格とはそも／＼何を意味するであらうか。惟ふに吾々は皆自ら反省する知があり、自ら感ずる情があり、自ら努力する意志がある。此の意識が統一して常に眞善美の文化價値を普遍妥當に自主的に、永遠に追求實現せんとする誠、即ち之が人格の本質である。故に社會生活の理想は、結局此の人格の建設である、此の人格價値の創造である。

惟ふに、吾々各人の人格は、始めより必しも完全に恒久的に成立しては居らぬ。從て價値追求

の態度が時に誠でないこともあり、時に自己の理想として追究せんとする價値内容が、國家社會の實際と齟齬することもある。是に於てか自己の理想として追求せんとする價値内容を合理的に圓滿に構成し、至誠以て之を追求するの工夫を常に講じなければならぬ。これが人格の修養である。かくして人格の善と健と秀とが養はれる。實に人格價値の創造は、人間生活當然の理想であり、社會生活の普遍的原理である。

以上は一般的に人格の價値の創造を述べたのであるが、國家的には、我が國民的個性を通し、我が國家創建の精神を覺醒して人格を養成するの道を考へねばならぬ。而して其の道は、國體の淵源に溯つて克く自國の由來を知り、我が民族精神を極め、自己衷心の性情と我が祖先の遺風とに深き共鳴點あることを親しく體驗し、之に感激し、以て皇室國家の永遠の發展を中心として自己の生存目的を遂げることである。これ吾等の至善の道である。かくして人格發展は國家發展と一致し、社會完成即人格完成となる所以である。

第二章 政治の道

一 政治と道

政治は國家の存立を維持し、秩序を保ち、其の進歩を圖るための綜合的手段であることは、前に述べた通りである。而して國家の行爲は、總て法を通して行はれるのである。法實現の過程は、法の制定即ち立法と、法の行使即ち行政と、法の保障即ち司法とである。此の過程によつて國家の政治は行はれるものであるが、然し理想の政治は、法萬能主義によつて行はれるものと考へるならば大なる誤りである。人間の行爲は無限なるが故に、之に處する法はいくら作つても實際のないものである。また強制にしても、此の方法によつて決して絶対に公正なることを望み得べきものではない。それ故に、正しく法を作ると共に、正しく法を運用し、又正しく法に違はんとする政治道徳意識が社會一般に發達し、社會の人々が眞に共同生活に對する義務を感ずるのでなければ、公正な政治は望まれない。法律と輿論の監視をやつと正業を爲し得るといふことでは、國

家の前途が危ぶまれる。國家を以て、總ての國民が相依り相俟つて其の道徳を實現する最高の組織たらしめねばならぬ。

二 立法の道

議會の本義とする所は、國家に對する國民の共同責任觀念の上に立つて、政治を行ひ大政を翼賛し奉ることである。それ故に帝國議會としては、立法及び豫算の上に、國家の理想とするところ、民意の存するところが公正に實現するやう、協賛の任をつくさなければならぬ。これ議會の職分である。而して議會を構成する主體は議員であるから、各議員は其の道徳意識を深化して、此の理想の下に議員としての職分を全うしなければならぬ。殊に衆議院議員に就いて其の感を深くするものがある。議會に於ける議員の行動が、全く法規のみを標準として、多數の勢力による議決權の行使のみを以て終始するが如き、或は自己の利害關係に囚はれ、議場の内外に於て節操を案すが如きものであつては、決して政治の公明を期することは出来ぬ。

また選舉は、國民が國家統治に關して適當なる意見を有する者を議員として選舉することであつて、國民一般が直接に國政に參與する代りに、一定數の代表者を選出することによりて、間接に政治に與らしめんとするのが本質である。選舉權が擴張されたのもこの爲である。彼の衆議院

の解散の如きも、果して彼等が一般の民意を代表するものと認むべきか否かを更に確める爲に行ふものであつて、決して議員の懲戒ではない。かく考へると、選挙権は實に重大なる意味を有するものであつて、國民に與へられた大切な権利であると同時に貴重な義務である。故に選挙権の行使に當つては、全く國家の利害を標準とし、議員候補者の人格・識見・手腕等に注意し、最も適當な人物を選ぶべきである。而して投票に關しては、自由・公正を旨とし、干渉・情實・利害・誘惑等に左右せられることは斷じて避けなければならぬ。また投票棄権の如きも、斷じて之を防止しなければならぬ。

三 司法の道

次に裁判所の職分に就いて述べる。前に説述した如く、法律は國家の理想を現したものであるから、この生活法則を尊重し、之を傷害せず、正當に適用し、國家の綱紀を維持して行かなければならぬが、此の重大な任務を司るのが裁判所である。故に裁判所は、其の職務の執行に就いては嚴正公平を旨とし、他の何ものにも掣肘されてはならぬ。若し然らずんば、國民は安心して其の生を全うすることは出来ぬのである。實に司法官の責任は重大である。近年我が國家が陪審制度を施行するに至つたが、要は一層公正合法であつて、國民の信頼信服の出来る裁判を行はんが

爲の一改善である。故に陪審員の如きも、其の職分の重大なことを自覺し、自ら嚴戒して其の責を全うしなければならぬ。

四 行政の道

次に行政の職分であるが、行政事務の執行を爲すものは官公吏であるから、官公吏がよく其の本來の使命を果すことが行政刷新の根源である。官公吏には服務規律といふものが定められてあるが、其の運用精神を誤つてはならぬ。勿論法規はよく守らなければならぬが、徒に法規のみを標準として消極的の執務に墮し、或は情實に流れて特殊偏頗の處置を爲し、或は冷酷無情なことを爲すが如きはよろしくない。常に政治立法の理想を實行するの重大なる職分を自覺し、嚴正公平と進歩向上とを主眼として務めねばならぬ。これが眞の吏道である。

五 權義の道

次に個人相互の權利義務に就いて見るに、徒に法を盾にとり權利の主張にのみ走り、義務の履行の方は之を輕んずるといふやうでは、社會協同生活の規律は保てぬものである。また國家に對する國民の義務にしても同様であつて、法の上に定められた義務のみを履行すればそれでよいと考へる消極主義では、國家の進運は望み得べからざることである。國家の存立を維持し、其の發

展を圖るためには、すべての方向に向つて積極的に奉公の誠を致さんとする心掛けが必要である。要するに、立憲政治の運用は、國民の政治に對する道徳意識の如何に歸結するものである。即ち力の政治、利の政治を極力排除して、眞に國家本位の理想政治を實現するには、一に國民の政治道徳の透徹に待たねばならぬのである。國民が國家の政治に對して自覺と聰明とを缺く間は、到底理想の國政は望み得べからざることである。

以上は國內政治の倫理に就いて一般を述べたのであるが、國際政治に關しても同様であつて、世界の國民が、眞に正義人道の觀念に透徹するにあらざれば、眞の世界平和、眞の國際協力は望み得べからざることである。

第三章 經濟の道

一 道と經濟

道とは人の本分である。我が國家的に見れば、皇國臣民たるの本分である。而して經濟とは、富の生産利用に關する人間の協力的活動である。この活動によつて、民生を安んじ、國力を増進するのである。

皇國臣民たるの本分は、唯に經濟ばかりではない。政治の爲に盡くすことも、文化の發展に盡くすことも、皆其の本分である。かく考ふれば、經濟は道徳とは別のものではない。道そのものであり、道の一部であると云つてよい。故に經濟の爲に勵まないことは、國民たるの道に反くことである。又皇國の道に合しないやうな經濟活動は、眞の經濟活動ではない。

二 經濟の道

皇國臣民たるの本分即ち道とは、政治にしても教育にしても經濟にしても、常に大御心を心と

してこれに固ひ奉るやうにすることである。此の本分を國の經濟の爲に盡くすとき、之が經濟の道となるのである。

大御心の存し給ふところは、萬民各、其の所を得て、全體的に仲よく各、其の志を遂げ、其の生を全うするといふことであると拜察致される。故に國民の全經濟活動は、此の大御心を規範として行はれるべきものである。唯己の自由と功利に走りて自制を缺き、國家全體を忘れるといふことは、經濟の道ではない。

生産分配の部面に於ける國體を否定した共產主義の如き、或は勞資の對立抗争の如き、或は私益優先の商策の如き、又消費部面に於ける個人の享樂主義の如き、是等は何れも共存共榮を忘れた、全體を忘れたやり方で、全く經濟の本義に反するものである。

生産した富も、消費する富も、これ決して單なる個人の富ではない。これ公富であり、國富である。資本も勞力も、大御心を心として堅く結ばれ、生産にも、分配にも、消費にも、公正仁愛の大御心を具體化し、協同相愛、一に皇運扶翼の目的に向つて進むといふことが、眞の經濟活動である。

第四章 公民訓練

一 公民訓練の意義

公民教育の方法としては、所謂公民教授によつて公生活に必要な知識を與へ、其の識見を養ふことも大切であるが、然しより大切な而も根本的な問題は、公民的精神の涵養である。何となれば、例へば如何に選舉法に精通しても、公民的徳性が養はれぬ以上、理想選舉は望まれぬからである。

公民的精神とは、公民としての自覺と責任感とを以て、公生活に貢獻の誠を致さんとする精神である。換言すれば、公民たるの徳である。而して此の公民的精神は、單に公生活に必要な種々な知識を教授するだけでは其の涵養は困難であつて、如何しても實踐躬行に訴へる所謂公民的訓練に俟たねばならぬのである。なほ此の訓練によつて、公民的知見の啓發そのものも一層徹底するわけである。

二 市町村是中心の公民訓練

國家の公民生活は、便宜上これを三段に考へることが出来る。第一は國家の公民であり、第二は府縣の公民であり、第三は市町村の公民である。以上の内、人々の最も親しみを感じ、之に執着を持ち、之を好愛するものは、我が郷土市町村の公民生活である。故に公民的訓練も、此の市町村を範圍とする訓練が最も有效適切な方法であると云はねばならぬ。

凡そ市町村を經營するに當つては、其の市町村の現勢・傳統等、其の實勢を詳細に調査し、之に基づいて其の市町村經營の方針、即ち市町村是といふものを確立し、以て市町村民訓練の實踐目標を明らかにしなければならぬ。此の市町村是が、市町村長其他市町村の公務に關與する人は勿論のこと、學校にも又一般家庭にも明示徹底され、全市町村民が此の目標を自覺し、共同責任感と相愛互助の精神とを以て、勤勉努力之が實現に邁進するやう訓練するのてなければ、理想の我が郷土建設は望み得べからざることである。然しながら、全國一般の實情は必ずしもかくの如くになつては居らぬ。

地方の町村などに行き、(一)一成人に向つて、本村の産業上最も力を注いで居るのは何か、一ケ年の生産額何程か、(二)一青年に向つて、本村の教育費何程か、村財政の何割を占めるか、一

戸負擔平均何程か、(三)一主婦に向つて、本村の生活費の状況如何等、斯様な問を試みに出して見ても、立ちどころに満足な答解を得ることは期待出来ぬやうである。これでは眞劍な村の經營とは云はれぬ。これに村是中心の公民訓練の必要を特に力説する所以である。然らば村是確立の基本たる村勢調査は如何なる事項に亘りて検討すべきか。或體驗家の研究したものを一例として次に擧げて見ることにする。

三 村勢調査要項

(村の沿革の調査)

(1)土地の發育及び地質の變遷上から見た本村、(2)行政を中心とする本村の沿革、(3)教育を中心とする本村の沿革、(4)産業を中心とする本村の沿革、(5)宗教を中心とする本村の沿革、(6)隣接市町村との古來よりの關係、(7)村の傳統即ち人情・風俗・言語・慣習・傳統等の事實。

(村の現勢調査)

(1)村の地積及戸口調査——(イ)村の面積、耕地反別、宅地反別、山林反別。(ロ)戸數、人口、地主と小作の割合、貧富の割合。

(2)動産及不動産の調査——(イ)動産。株式及債券、貨金、預金、農工商業の運轉資本、雜種の

財産等、村有並に村民有別に。(ロ)不動産。村内の土地價格、村民所有地の價格、村立建物總坪數及價格。

(3)生産及諸收入の調査——(イ)農産物。種類、作付反別、收穫高、價格、一反歩收穫高、單價、從業人員。(ロ)工産物。種類、賣却數量、賣上價格、純利益、從業戶數。(ハ)勞働其他雜收。種別、人數、一日一人平均賃金、一ケ年總額。

(4)消費及諸支出の調査——(イ)飲食費。種別、消費數量、金額、單價。(ロ)被服費。種別、數量、金額、單價。(ハ)住居費。戶數、金額、其他。(ニ)生産費。農業生産費(種別、數量、金額、單價)、工業生産費(同上)。(ホ)雜費。種別、數量、金額、單價。(ヘ)租稅負擔。種別、金額、納稅人員、一戶平均負擔額、合計。

(5)收入總額戶口當調査——(イ)一戶一ケ年の收入。(ロ)一人一ケ年の收入。(ハ)一戶一ケ月の收入。(ニ)一人一ケ月の收入。(ホ)一戶一日の收入。(ヘ)一人一日の收入。

(6)支出總額戶口當調査——(イ)一戶一ケ年の支出金。(ロ)一人一ケ年の支出金。(ハ)一戶一ケ月の支出金。(ニ)一人一ケ月の支出金。(ホ)一戶一日の支出金。(ヘ)一人一日の支出金。

(7)一ケ年純益戶口當調査——(イ)一戶一ケ年純益金。(ロ)一人一ケ年純益金。(ハ)一戶一人一

ケ月純益金。(ニ)一戶一人一日純益金。

(8)町村債及び町村民の負債額の調査。

(9)學校教育及び社會教育の狀況、衛生狀態及び其の設備、交通の便否並に都市との關係等の調査。

(10)村民性の研究調査。

以上の村勢調査によつて、之を基本として、茲に實際に即した本村經營の方針、即ち村是を確立することが出来るのである。即ち例へば、將來本村の産業開發を如何にすべきか。村民の勤儉力行の風を如何にして作るか。村の學校教育、社會教育の振興を如何にすべきか。衣食住社交儀禮等生活改善を如何にすべきか。納稅・選舉・防空防火・公衆衛生・隣保親善等、自治訓練を如何に振興すべきか。かくの如き實際的具體的の要目が定められるわけである。

此の村是要目が、一般的には村民心得書となつて各家庭に普及され、國民學校や青年學校に於ける公民教育の要目となり、之によつて我が村に對する全村民の自覺となり、熱烈な愛郷心となり、又勤勉な實踐躬行力となり、茲に全村としての公民生活が眞に徹底し、國家の期待に副ふことにもなるのである。

四 市の公民訓練

都市生活は村と異なり、人口が多く、而かも其の人口が、血族的にも經濟産業的にも内容が様様であり、又其の結合關係も利益的で、村落の如く愛情的でないといふ特性があるので、大都市になればなるほど、市民の訓練は地方町村に比して相當に困難なものである。然しながら、前述の公民訓練の要旨には變りはない。宜しく市の實勢實態を基本とし、市の實生活に即して市民を訓練し、愛市の觀念を昂揚して理想都市の建設に進めるべきものである。今茲に市民訓練の實際方法の二三に就いて例示することにする。

(1)市民の給水に關する訓練 都市に於ける水道給水は大事な施設である。そこで水の用途・給水設備・水道管理の機構等を教授すると共に、水を大切にし、水を浪費しないやう市民を訓練しなければならぬ。

その方法を學校に於ける訓練に例をとるならば、生徒をして、(一)近隣に於て水が浪費されて居る所があるか、自分の家の水道栓に破損がないかどうかを検査させて見る。(二)又市役所に行つて前年度の水の浪費量を調査し、之が爲に市民の負擔する損害を計算させて見る如き、それである。

(2)市民の保健衛生に關する訓練 市民の健康保護に關する施設の一般を教授すると共に、次の

如き訓練を爲すのである。

(一)圖書館に入つて我が市の過去十年間に於ける傳染病死亡率、或は幼兒死亡率のグラフを作らして見る。(二)公衆衛生のポスターを書かして見る。(三)市の施設に係る各種の保健運動に參加させて其の感想を書かして見る。(四)自分の年度始の身體検査表を基準として一ケ年間體位向上の方法を講ぜしめ、其の比較表を作らして見る。(五)市内の食料品店・公設市場などを實地に觀察せしめ、食料品販賣者の衛生心得書の如きを作らして見る。(六)自分の近隣の公設運動場利用の状況を觀察させて見る。運動場が無い場合には、必要であるといふ意見書を作文で作らして見る。(七)自己の住む町内の各家庭塵箱の處理状況などを實地觀察調査せしめ、最も良い方法を立案せしめて見る。(八)公設のプールや公園などに於ける人々の行動に就いて、清潔上遺憾な點を觀察せしめ、利用者の心得書を箇條書に作らして見る。

(3)災難防止の訓練 (一)近隣の消防署を訪問して、消防夫に出火の原因及び出火の際の手段を尋ねさせる。(二)新聞紙上の出火の記事を注意させ、出火原因の統計を作らせ、消防夫の話と比較對照して研究させて見る。(三)街路上の災難の原因に就いて、最寄の交番や監視の巡査などに尋ねて調査させて見る。(四)交通整理の補助運動に實地携はらして見る。

(4) 政治的の訓練 (一) 市役所の勤務奉仕作業に實地参加せしめ、自治行政の仕事の實況を知らしめる。(二) 市會や裁判所などを實地見學せしめ、又校内で模擬議會や模擬裁判などをやらして見る。(三) 納稅義務として、授業料怠納なきやうクラスが協力して勵行運動をして見る。(四) 市勢統計の印刷物を市役所から貰ひ、市の教育費・自分の在學學校の經費、そして是等の經費は主に何の爲に使用されるか等研究さして見る。かく訓練することによつて、愛市の情が濃厚となり、公民的自覺に透徹し、將來益々市政の進展に貢獻の誠を致すやうになるものである。

體系公民概論終

昭和十七年十月十日 初版印刷
昭和十七年十月十五日 初版發行 (1,300部)

「體系公民概論」 奥附
定價金 洋圓三拾錢

著作者 江崎 弘道
東京市品川區大井町五七二九

發行者 若林 勇
東京市神田區錦保町一六七

印刷者 新井 修平
東京市京橋區木挽町三ノ一

(出文監承認)
ア284408 表
有所權作者

發行所 書肆 文淵閣
日本出版文化協會登錄第一二八〇四一號
東京市神田區錦保町一丁目六七番地
電話 神田 (2) 一五二四番
東京 一〇〇三〇三番

社會式林館製本日本 九ノ二町區濱區田神市京東 元館製

江橋弘道著

皇道精神の水戸學

B6判特製・三二〇頁
定價二・五〇円・二四

高橋芳次郎博士評……
江橋弘道氏の「皇道精神の水戸學」は、いかにも、その雄大な態度に先づ好感が持てる。氏は、つとめて判断を避け、水戸史學および水戸政教學の文獻を主位にして、これに平易な解説を下し、おのづから青年子女に要領を把握せしめようといふ方針に出た。初學の人々の指南としては、正に好適のものである。
——(東京朝日新聞)——

江橋弘道著

國民忠道史

B6判並製・二二二頁
定價一・三〇円・一六

我が建國三千年の歴史は、實に輝かしき忠道實踐の歴史である。本書は、この史實に照徹した忠道精神を体系的に敘述せるもので、第一編上代神話に現はれた忠道より説き起し、中世・近世の三編より成る。著者一流の堅實なる筆致と、苦心蒐集よりなる貴重な文獻の解説は、古今を一貫する我が國民の大道を示して餘すところなく、實に時局下國民精神鍊成書としての一大文字を形成するに至る。

31.10.23

